

平成21年9月甲良町議会定例会会議録

平成21年9月9日（水曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- | | | |
|-----|--------|--------------------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第2 | | 会期の決定 |
| 第3 | 報告第4号 | 平成20年度甲良町財政健全化判断比率の報告について |
| 第4 | 報告第5号 | 平成20年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について |
| 第5 | 報告第6号 | 平成20年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告について |
| 第6 | 認定第1号 | 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 第7 | 認定第2号 | 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第8 | 認定第3号 | 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第9 | 認定第4号 | 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第10 | 認定第5号 | 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第11 | 認定第6号 | 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第12 | 認定第7号 | 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第13 | 認定第8号 | 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第14 | 認定第9号 | 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 第15 | 認定第10号 | 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について |
| 第16 | 議案第31号 | 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき、議決を求めることについて |
| 第17 | 議案第32号 | 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 |
| 第18 | 議案第33号 | 甲良町税条例の一部を改正する条例 |

- 第19 議案第34号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第20 議案第35号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第21 議案第37号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第22 議案第38号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第23 議案第39号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて
- 第24 議案第40号 甲良町農村総合整備モデル事業分担金徴収条例を廃止する条例
- 第25 議案第41号 町道の廃止及び認定について
- 第26 議案第42号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第27 議案第43号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更につき、議決を求めることについて
- 第28 議案第44号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更につき、議決を求めることについて
- 第29 議案第45号 滋賀県市町村職員退職手当組合格約の変更につき、議決を求めることについて
- 第30 議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算（第3号）
- 第31 議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 第32 議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第33 議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第34 議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 第35 議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 第36 議案第52号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更に関する協議について
- 第37 議案第53号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部変更に関する協議について
- 第38 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて

◎会議に出席した議員（12名）

1番	濱野圭市	2番	丸山恵二
3番	木村修	4番	金澤博
5番	山崎昭次	6番	宮寄光一
7番	建部孝夫	8番	藤堂一彦
9番	西澤伸明	10番	藤堂与三郎
11番	北川豊昭	12番	山田壽一

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	山崎義勝	教育長	藤原新祐
総務主監	野瀬喜久男	会計管理者	橋本敏治
教育次長	川並孝一	保健福祉主監	山崎義幸
産業振興主監	茶木朝雄	建設水道主監	中山進
人権主監	米田義正	総務課長	山本貢造
税務課長	小川昭雄	人権推進課長	山本一孝
保健福祉課長	大橋久和	学校教育課長	奥川喜四郎
建設課長	若林嘉昭		

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	村田和久廣	書記	宝来正恵
------	-------	----	------

(午前 9時08分 開会)

○山田議長 ただいまの出席議員数は12人であります。

議員定足数に達しておりますので、平成21年9月甲良町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしておきましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、11番 北川議員および1番 濱野議員を指名いたします。

次に、日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月25日までの17日間と決定いたしました。

これより、町長のあいさつ、行政報告ならびに提案説明を求めます。

山崎町長。

○山崎町長 本日、平成21年9月甲良町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しいところをご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

平素は、町行政全般にわたりまして、格別のご支援・ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

提案説明に先立ち、若干の行政報告をいたします。

本年5月下旬から7月上旬にかけて開催した集落ミーティングは、新総合計画にテーマを絞り、ワークショップ方式で住民の皆さんと意見交換をさせていただきました。行政各分野における多くの意見と提案を伺うことができました。9月5日には総合計画策定にあたり、調査、作業、会議を通してまとめていただいた滋賀県立大学地域診断チーム、町若手職員の新時代プロジェクトチーム、町民委員と役場職員合同で構成する策定委員会の3チームから6テーマについて分野別の発表がありました。先に実施した町民アンケートを含め、総合計画の基本構想および計画に反映していきたいと考えます。この後、調査報告や計画素案を総合計画審議会に諮問し、委員による審議をお願いするものであります。

また、6月下旬から8月上旬まで各集落で農業集落懇談会を開催いたしま

した。「これからの農業振興」をテーマに意見交換をさせていただき、補助制度の拡充、直販所の計画、稲作から園芸作物への転換、生産組合の法人化への支援など多くの意見を寄せていただきました。今後、地域が生き生きする農業振興方策やふるさと交流村計画につながるよう、努力してまいりたいと考えています。

また、今年度の重点事業である地域介護・福祉空間・子育て支援センターの建設工事と呉竹地域総合センターの改築工事は、既に事業に着手をしております。この施設整備がソフト補完と相まって事業の目的が達せられるよう、皆様のご支援をよろしく願いするものであります。

それでは、本日、提案をさせていただきます案件について、その概要をご説明申し上げます。

報告第4号から報告第6号は、財政健全化判断比率および公営企業会計の資金不足比率の報告でございます。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、前年度から財政健全化判断比率および公営企業会計における資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告し公表することが義務づけられました。

平成20年度の状況は、実質赤字比率は、実質収支が黒字のため比率は算出されません。特別会計および公営企業会計を含めた本町全体の連結実質赤字比率につきましても、実質収支が黒字のため、比率は算出されません。

実質公債費比率につきましても、対前年5.2ポイントの減少をし、7.6%になりました。将来負担比率につきましても、19.7%になりました。

公営企業会計における資金不足比率につきましても、下水道事業会計および水道事業会計の各会計とも資金不足を生じておりませんので、比率は算出されません。引き続き、各会計とも財政の健全化に向けて努力する所存でございます。

認定第1号から認定第10号は、平成20年度甲良町一般会計および9特別会計・企業会計の歳入歳出決算の認定をお願いするものでございます。

平成20年度は、真に必要とされる施策への財源の計画的重点配分により施策を行い、その主な成果といたしましては、まちづくり施策として、各集落のむらづくり活動事業の推進、青少年育成・子育て支援施策として、子育て支援センターの充実、児童クラブの運営、乳幼児福祉医療費の無料化、福祉施策として、冬期生活支援助成事業、心身障害者医療費助成事業、在宅高齢者介護用品支給事業、農業農村振興施策として、町内の園芸作物の推進を図るため、集落や農業団体に対するパイプハウスの購入事業の充実、地域農産物開発事業、教育・文化振興施策として、中学生海外派遣研修事業、町指定文化財説明板設置事業、観光施策として、日光市姉妹都市提携30周年記

念事業、せせらぎ夏まつり事業、環境施策として、下水道事業の推進、地域新エネルギービジョン策定事業、安心安全のまちづくりとして、一時避難所施設耐震補強設計業務、防火水槽設置事業、公共事業として、町道新設改良事業など、あらゆる分野において諸事業の推進を図ってまいりました。

また、財政面では、普通会計における決算額を前年度と比較しますと、歳入総額が34億9,446万9,000円で0.8%増、歳出総額が33億3,692万6,000円で1.9%の減となっております。実質収支は7,804万4,000円、実質収支比率は3.4%、単年度収支は1,466万1,000円の黒字となりました。

財政の硬直化を示す経常収支比率は91.9%となり、前年度を3.7ポイント下回り、改善が図れました。

歳入面で、経常収入である町税が約5,300万円の増、普通交付税が約6,200万円の増となるなど、経常収入全体で約1億円の増となりました。

これに対し、歳出面の経常経費では、人件費で約2,700万円の減、公債費で約7,100万円の減となり、経費節減の成果は見られたものの、物件費で約3,300万円の増、補助費で約3,800万円の増、操出金で約3,700万円の増となったため、経常経費全体では1,200万円の増額となりました。これらのことが経常収支比率を引き下げる結果となりました。今後も引き続き改革を進めることで比率の上昇を抑制しなければなりません。

また、地方債現在高につきましては、公的資金の繰上償還を実施したこと等により、対前年2億8,583万8,000円減の38億7,987万9,000円で、4年連続の減額となりました。そして、地方債現在高比率につきましても、対前年10.6ポイント減少し、170.3%になり、改善を図ることができました。

また、積立金現在高につきましては、対前年319万5,000円の減の9億4,554万7,000円となり、公的資金の繰上償還のために減債基金を取り崩したことにより昨年度を下回りました。

今後の財政運営におきましては、引き続き歳入歳出一体の改革により、さらに厳しい財政状況となることから、集中改革プランに挙げました改革方針に基づき、新たな収入財源の確保、徹底した歳出全般の見直しを図ることにより、効率的な行財政運営に取り組む所存であります。

次に、議案第31号は、定住自立圏構想推進要綱に基づき、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて取り組む事項や、それぞれが果たす役割などを定めた湖東定住自立圏形成協定を彦根市と締結することについて、議

会の議決を求めるものであります。

議案第32号は、甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例で、町独自で行う今後の公共交通のあり方計画や彦根愛知犬上で共同して策定する公共交通総合連携計画について、その協議をお願いする甲良町地域公共交通会議委員の日額報酬を定めるものであります。

議案第33号および議案第34号は、地方税法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、甲良町税条例および甲良町国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されたことに伴い、甲良町国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

議案第37号から議案第39号までは、デイサービスセンターとグループホームの指定管理者の指定をお願いするものであります。

議案第40号は、農村総合整備モデル事業の完了に伴い、当条例を廃止するものであります。

議案第41号は、町道の廃止1件、認定3件をお願いするものであります。

議案第42号から議案第45号および議案第52号、議案第53号は、協議会、広域連合および組合を構成する虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、配置分合により平成21年12月31日をもって廃止され、また、安土町が平成22年3月20日をもって廃止され、それぞれの団体を脱退することにより、組合等を組織する地方公共団体の数の減少および、このことに伴う規約の改正議決をお願いするものであります。

議案第46号は、平成21年度甲良町一般会計補正予算（第3号）で、6,675万円を増額し、補正後の予算額を39億4,334万3,000円とするものでございます。

主な内容といたしましては、社会福祉費で自立支援の補助金返還金の増額、児童福祉費で子育て応援手当の増額、道路橋梁費で道路維持補修および町道新設改良費の増額によるものでございます。

議案第47号は、平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）で、2,228万5,000円を増額し、補正後の予算額を9億569万1,000円とするものでございます。

主な内容としましては、保険財政安定化拠出金の増額、補助金返還金の増額によるものでございます。

議案第48号は、平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）で、326万1,000円を増額し、補正後の予算額を651万3,000円とするものでございます。

主な内容としましては、医療費負担金過年度分の収入によるものです。

議案第49号は、平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算（第1号）で、669万8,000円を増額し、補正後の予算額を5億261万9,000円とするものでございます。

主な内容としましては、繰越金の増額によるものです。

議案第50号は、平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第1号）で、1,350万4,000円を増額し、補正後の予算額を5億6,555万7,000円とするものでございます。

主な内容としましては、国庫負担金等の精算に伴う補助金返還金の増額によるものでございます。

議案第51号は、平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）で、60万9,000円を増額し、補正後の予算額を5,958万1,000円とするものでございます。

主な内容としましては、後期高齢者医療広域連合納付金の増額によるものでございます。

議案第54号は、財物事故による損害の額を定めることについて、議決をお願いするものであります。

以上、簡単ではございますが、本日提出いたしました案件について、その概要を申し上げます。何とぞよろしくご審議いただき、適切な認定、議決等を賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。よろしくお願いたします。

○山田議長 それでは、日程第3 報告第4号から日程第5 報告第6号までを一括議題といたします。

報告書が提出されていますので、報告を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、報告第4号 平成20年度甲良町財政健全化判断比率の報告についてご説明を申し上げます。これにつきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして報告をさせていただくものでございます。

お開きをいただきたいと思います。

まず、1番の実質赤字比率でございます。平成20年度実質赤字比率は出ないというものでございます。2点目、連結実質赤字比率、これにつきましても黒字のため、実質赤字比率は出ないというものでございます。3点目、実質公債費比率7.6%、4点目、将来負担比率19.7%でございました。

続きまして、報告第5号でございます。平成20年度甲良町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてでございます。

お開きをいただきたいと思います。

資金不足比率、平成20年度、資金不足は生じていないため、比率は算出されないというものでございます。

続いて、報告第6号でございます。平成20年度甲良町水道事業会計資金不足比率の報告についてでございます。

お開きをいただきまして、平成20年度資金不足は生じていないということで、これにつきましても比率は算出されないというものでございます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 これをもって報告を終わります。

ここで、監査委員の木村議員から、平成20年度甲良町財政健全化判断比率、同じく下水道事業特別会計資金不足比率ならびに水道事業会計資金不足比率の審査意見書が提出されていますので、その報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、平成20年度の財政健全化判断比率および下水道、水道事業の資金不足比率の審査意見の報告を申し上げます。

まず、財政健全化比率ですが、書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

実質赤字比率、連結赤字比率につきましては、実質収支は黒字のため、実質赤字比率は算出されていませんでした。実質公債費比率につきましては7.6%となっており、基準の25%と比較するとこれを下回り良好でありました。将来負担比率につきましても、19.7%となっており、基準の350%と比較するとこれを下回り良好であると認めました。特に指摘すべき事項はありませんでした。

次に、下水道事業、水道事業会計の資金不足の比率であります。双方とも適正に書類は作成しているものと認められました。

資金不足比率につきましては、資金不足は生じていないため算出されていませんでした。特に指摘すべき事項はありませんでした。

以上でございます。

○山田議長 ありがとうございます。

以上で、報告は終わります。

次に、日程第6 認定第1号から日程第15 認定第10号までの10議案を一括議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第2号 平成20年度甲良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第5号 平成20年度甲良町甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の認定について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

以上です。

○山田議長 それでは、認定第1号から認定第9号までは、会計管理者、認定第10号は建設水道主監において順次説明を求めます。

会計管理者。

○橋本会計管理者 それでは、私の方から、認定第1号から認定第9号までの平成20年度各会計決算認定についてのご説明をさせていただきます。

まず、説明に入る前にお願いをしておきたいと思えます。歳入につきましては、調停額と収入済み額とが同額の場合につきましては収入済み額のみ説明とさせていただきます。歳出につきましては支出済み額を中心に説明をさせていただきますので、ご了承をお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、認定第1号 平成20年度甲良町一般会計歳入歳出決算書でございます。

歳入歳出決算額は、ともに37億2,139万2,000円、歳入決算額は34億4,157万1,881円、歳出決算額は32億8,417万2,787円でございます。差し引き残額が1億5,739万9,094円でございます。うち翌年度繰越財源が7,949万9,000円でありまして、実質残額は7,790万94円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 町税、調停額9億9,012万7,295円、収入済み額9億2,891万8,354円、不納欠損額711万2,212円、収入未済額5,409万6,729円、2款 地方譲与税、収入済み額4,310万円、3款 利子割交付金323万7,000円、4款 配当割交付金118万2,000円、5款 株式等譲渡所得割交付金41

万8,000円、6款 地方消費税交付金6,091万8,000円、7款 自動車取得税交付金2,559万9,000円、8款 地方特例交付金1,110万5,000円、9款 地方交付税15億4,548万9,000円、10款 交通安全対策特別交付金、収入済み額149万6,000円、11款 分担金及び負担金、調停額4,108万4,779円、収入済み額4,004万8,727円、12款 使用料及び手数料、調停額4,928万8,748円、収入済み額2,983万4,731円、13款 国庫支出金、調停額4億3,872万1,238円、収入済み額1億8,045万9,238円、14款 県支出金、収入済み額1億9,796万2,423円、15款 財産収入、調停額970万9,954円、収入済み額885万9,954円、16款 繰入金、収入済み額4,469万2,150円、17款 繰越金、6,636万2,316円、18款 諸収入、調停額1億1,323万7,433円、収入済み額1億1,299万6,433円、19款 町債、1億3,421万2,000円、20款 寄付金468万1,555円、歳入合計額につきましては、調停額37億8,262万3,891円、収入済み額34億4,157万1,881円、不納欠損額711万2,212円、収入未済額が3億3,393万9,798円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 議会費、支出済み額6,148万3,329円、2款 総務費5億2,403万4,182円、翌年度繰越額が1億3,272万4,000円、3款 民生費1億4,603万971円、翌年度繰越額2億503万7,000円、4款 衛生費3億951万9,741円、5款 労働費74万3,018円、6款 農林水産業費1億8,475万2,648円、7款 商工費3,513万1,272円、8款 土木費6,921万1,799円、9款 消防費1億1,049万313円、10款 教育費3億6,189万6,847円、11款 災害復旧費、支出はございません。12款 公債費4億1,917万5,050円、13款 諸支出金1億6,170万3,617円、14款 予備費、支出はございません。歳出合計でございます。支出済み額が32億8,417万2,787円、翌年度繰越額3億3,776万1,000円、不用額が9,939万5,213円でございます。

続きまして、認定第2号でございます。平成20年度甲良町国民健康保険特別会計決算でございます。

歳入歳出予算額は、ともに9億3,496万8,000円でございます。歳入決算額は9億3,607万8,644円、歳出決算額9億212万5,767円、差し引き残額は3,395万2,877円、実質残額も同額の3,395万2,877円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 国民健康保険税、調停額2億4,927万1,654円、収入済み額1億9,340万3,858円、不納欠損額876万2,560円、収入未済額が4,710万5,236円でございます。2款の使用料及び手数料であります。収入済み額が1万900円、3款 国庫支出金2億7,549万4,486円、4款 療養給付費交付金6,535万1,561円、5款 県支出金5,567万21円、6款 共同事業交付金1億2,628万1,830円、7款 財産収入9万6,427円、8款 繰入金1億87万2,367円、9款 繰越金193万6,852円、10款 諸収入91万6,619円、11款 前期高齢者交付金1億1,604万3,723円でございます。歳入合計額でございますが、調停額が9億9,194万6,440円、収入済み額9億3,607万8,664円、不納欠損額876万2,560円、収入未済額が4,710万5,236円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額3,514万1,583円、2款 保険給付費5億8,588万1,480円、3款 老人保健拠出金1,071万4,881円、4款 介護保険納付金3,656万7,299円、5款 共同事業拠出金1億969万4,130円、6款 保健事業費1,844万1,756円、7款 基金積立金9万6,427円、8款 諸支出金43万3,500円、9款 公債費39万5,067円、10款 後期高齢者支援金等、支出済み額1億162万2,809円、11款 前期高齢者納付金等13万6,835円、12款 予備費については支出はございません。歳出合計でございます。支出済み額9億212万5,767円、不用額が3,284万2,233円でございます。

続きまして、認定第3号 平成20年度甲良町老人保健医療事業特別会計決算でございます。

歳入支出予算額は、ともに9,775万1,000円、歳入決算額は9,026万1,745円、歳出決算額は9,016万3,283円で、差し引き残額が9,846万2,000円でございます。実質残額につきましても同額の9万8,462円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 支払基金交付金、収入済み額4,451万8,159円、2款 国庫支出金3,197万3,373円、3款 県支出金694万1,666円、4款 繰入金640万5,000円、5款 繰越金452円、6款 諸収入42万3,095円、歳入合計額につきましては、調停額、収入済み額同額の9,026万1,745円でございます。

続きまして、歳出でございます。1款 総務費6万4,102円、2款 医療諸費7,006万9,181円、3款 諸支出金2,003万円、4款 公債費、5款 予備費については支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額9,016万3,283円、不用額が758万7,717円でございます。

続きまして、認定第4号 平成20年度甲良町下水道事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに7億4,346万4,000円、歳入決算額は7億1,393万9,640円、歳出決算額7億823万9,768円、差し引き残額は569万9,872円、実質残額も同額の569万9,872円でございます。

内容については、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 国庫支出金、収入済み額1億5,000万円、2款 繰入金1億5,424万3,000円、3款 諸収入553万8,840円、4款 町債2億8,760万円、5款 繰越金564万342円、6款 財産収入47万9,508円、7款 使用料及び手数料、調停額7,332万2,580円、収入済み額6,852万8,850円、8款 分担金及び負担金、調停額5,255万7,400円、収入済み額4,190万9,100円、歳入合計でございます。調停額が7億2,938万1,670円、収入済み額7億1,393万9,640円、収入未済額が1,544万2,030円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額8,017万7,800円、2款 下水道事業費3億5,349万3,071円、3款 公債費2億7,456万8,897円、予備費については支出はございません。歳出合計であります。支出済み額が7億823万9,768円、不用額が3,522万4,232円でございます。

続きまして、認定第5号 平成20年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに9,275万4,000円、歳入決算額9,236万4,339円、歳出決算額9,230万5,147円、差し引き残額は5万9,192円、実質残額も同額の5万9,192円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

歳入でございます。1款 県支出金、収入済み額708万7,000円、2款 繰入金3,937万8,867円、3款 諸収入、調停額2億1,676万1,697円、収入済み額4,583万9,280円、4款 繰越金、収入済み額5万9,192円、歳入合計額につきましては、調停額2億6,328万6,756円、収入済み額9,236万4,339円、収入未済額が1

億7,092万2,417円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費919万8,539円、2款 公債費8,310万6,608円、3款 予備費は支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額が9,230万5,147円、不用額が44万8,853円でございます。

続きまして、認定第6号 平成20年度甲良町土地取得造成事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに441万2,000円でございます。歳入決算額441万536円、歳出決算額441万円、差し引き残額は536円、実質残額も同額の536円でございます。

内容については、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 財産収入441万524円、2款 繰越金12円、3款 諸収入、収入はございません。歳入合計につきましては、調停額、収入済み額同額の441万536円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 公共事業用地取得事業費、支出済み額は支出はございません。2款 諸支出金441万円、3款 予備費も支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額441万円、不用額が2,000円でございます。

続きまして、認定第7号 平成20年度甲良町墓地公園事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに1,894万3,000円、歳入決算額は1,874万1,492円、歳出決算額は1,865万6,867円、差し引き残額は8万4,625円で、実質残額も同額の8万4,625円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 繰越金、収入済み額12万3,250円、2款 使用料及び手数料69万円、3款 諸収入3万円、4款 財産収入4万2,242円、5款 繰入金7万円、6款 他会計借入金1,778万6,000円、歳入合計につきましては、調停額、収入済み額同額の1,874万1,492円でございます。

続いて、歳出でございます。1款の墓地公園管理費48万8,367円、2款 公債費1,816万8,500円、3款 予備費については支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額1,865万6,867円、不用額が28万6,133円でございます。

続きまして、認定第8号 平成20年度甲良町介護保険特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに5億7,111万2,000円、歳入決算額は5億6,948万5,933円、歳出決算額は5億5,345万4,035円、差し引き残額は1,603万1,898円であります。実

質残額につきましても同額の1,603万1,898円でございます。

内容につきましては、1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 保険料、調停額9,286万7,756円、収入済み額9,084万7,600円、不納欠損額610円、収入未済額が201万9,546円、2款 使用料及び手数料、収入済み額5,300円、3款 国庫支出金1億2,471万512円、4款 支払基金交付金1億5,113万1,000円、5款 県支出金7,149万4,605円、6款 繰入金9,116万9,676円、7款 繰越金4,006万3,829円、8款 諸収入6万3,368円、9款 財産収入43円、歳入合計でございます。調停額が5億7,150万6,089円、収入済み額5億6,948万5,933円、不納欠損額が610円、収入未済額が201万9,546円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額2,982万1,689円、2款 保険給付費4億7,749万9,382円、3款 地域支援事業費935万661円、4款 公債費については支出はございません。5款 基金積立金3,444万345円、6款 諸支出金234万1,958円、7款 予備費については支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額5億5,345万4,035円、不用額が1,765万7,965円でございます。

続きまして、認定第9号 平成20年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計決算でございます。歳入歳出予算額は、ともに6,675万5,000円、歳入決算額は4,997万4,025円、歳出決算額は4,968万3,902円で、差し引き残額は29万123円でございます。実質残額も同額の29万123円でございます。

内容については1ページをお開きをいただきたいと思います。

まず、歳入でございます。1款 後期高齢者医療保険料、調停額3,269万8,279円、収入済み額3,242万9,773円、2款 使用料及び手数料、収入済み額3,000円、4款 繰入金1,384万1,252円、6款 諸収入は収入はございません。7款 国庫支出金370万円、歳入合計につきましては調停額が5,024万2,531円、収入済み額4,997万4,025円、収入未済額が26万8,506円でございます。

続いて、歳出でございます。1款 総務費、支出済み額402万887円、2款 後期高齢者医療広域連合納付金4,566万3,015円、3款 諸支出金、4款 予備費につきましては支出はございません。歳出合計につきましては、支出済み額4,968万3,902円、不用額が1,607万1,098円でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。適切なお審査をいただきましてご承認を賜りますよう、ひとつよろしくお願い申し上げます。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 それでは、認定第10号 平成20年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の承認についてご説明させていただきます。水道の方の資料の1ページをお開き願いたいと思います。

まず、収入支出報告につきましては、決算額の朗読でもってかえさせていただきますので、よろしくお願いたします。

平成20年度甲良町水道事業会計決算報告書。

1、収益的収入及び支出。収入といたしまして、第1款 水道事業収益、決算額1億9,591万3,013円、続きまして、支出の部、第1款 水道事業費、決算額といたしまして1億7,556万3,512円。

続きまして、3ページをお開き願いたいと思います。

2、資本的収入及び支出。収入、第1款 資本的収入、決算額といたしまして2,666万32円、支出の部、第1款 資本的支出、決算額1億2,222万9,058円、なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額9,556万9,026円につきましては、当年度消費税資本的収支調整額116万6,818円、過年度損益勘定留保資金3,124万4,340円、当年度損益勘定留保資金6,315万7,868円で補填いたしましたものでございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度の甲良町水道事業会計の損益計算表でございます。まず、第1番の営業収益から2番の営業費用を差し引きいたしまして、中段ちょっと上にあります営業利益といたしまして1番右の方の欄でございますけれども、2,628万3,956円でございます。

続きまして、3番の営業外収益より4番の営業外費用を差し引きいたしまして、三角の331万224円、双方の整理におきまして、経常利益といたしまして2,297万3,732円でございます。これより6番の特別損失といたしまして、1の過年度損益修正損といたしまして、三角の379万1,490円ということで、当年度の純利益といたしましては1,918万2,242円というものでございます。これに前年度の繰り越しの利益剰余金4,092万5,563円と合わせまして、一番下段でございますけれども、当年度の未処分利益剰余金といたしまして6,010万7,805円でございます。

続きまして、8ページをお開き願いたいと思います。

平成20年度の甲良町水道事業会計、剰余金の処分決算書（案）でござい

ます。先ほど説明いたしました当年度未処分利益剰余金といたしまして6,010万7,805円、それから2番の利益剰余金の処分額といたしまして減債積立金及び建設改良積立金といたしまして、差し引きいたしまして、3の翌年度繰り越し利益剰余金といたしまして4,010万7,805円でございます。

続きまして、9ページ、お願いいたします。平成20年度の甲良町水道事業会計の貸借対照表でございます。

まず、資産の部でございます。1番、固定資産といたしまして、有形固定資産合計といたしまして33億6,380万9,225円、それに次の段の無形固定資産、また小さい(3)の投資を加えまして、固定資産の総合計といたしまして、一番右側の欄でございますが、33億6,391万6,525円でございます。

2番といたしまして、流動資産といたしましては、現金預金、未収金、貯蔵品合わせまして、合計といたしまして3億3,306万1,393円、資産の合計といたしまして、一番下段でございますけれども、36億9,697万7,918円でございます。

続きまして、10ページ、負債の部でございます。負債の部につきましては流動負債の未払い金といたしまして、負債の合計で1,555万3,278円でございます。

続きまして、資本の部といたしまして、自己資本金及び借入資本金といたしましての企業債を合わせまして、資本金合計といたしまして、一番右の欄でございますけれども、15億6,891万2,824円、それに6番の剰余金、これは資本剰余金及び利益剰余金を合わせまして剰余金合計で、一番右欄で21億1,251万1,816円、資本の合計といたしまして36億8,142万4,610円と、負債資本の合計といたしまして、一番下段の36億9,697万7,918円でございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

平成20年度の甲良町水道事業の報告書でございます。まず、1番の概要、(1)の総括事業といたしまして、今年度につきましては、20年度につきましては金屋および正楽寺地先におきましての同時埋設、また、今後につきましては安全で安心して利用できる安定した水道の構築をめざすということを書かさせていただいております。

それと2番、議会議決事項といたしまして、一番上段の平成19年度甲良町水道事業会計歳入歳出決算並びに事業報告の承認について、以下ほか2件でございます。

続きまして、13ページをお開き願いたいと思います。

工事の状況でございます。主な建設改良工事といたしまして、一番上段、金屋、正楽寺、下水道工事に伴う配水管布設替工事、第2工区、以下5件の工事でございます。

続きまして、3番、業務といたしまして、まず、業務量でございますけれども、上から3段目の年度末の給水人口といたしまして、7,980名でございます。それと、配水量といたしまして、ちょうど中ほどでございますけれども、年間といたしまして101万7,736立方メートルでございます。それと、有収水料といたしまして、年間の有収水料が93万633立方メートルでございます。一番下段の有収率といたしまして、20年度91.44%でございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと思います。

事業収入に関する事項でございます。この項目では一番下段の方で供給単価といたしまして、1立米当たり163.6円でございます。

続きまして、事業費用に関する事項の項目、下段から2段目でございますけれども、給水の単価につきまして1立米当たり181.3円という状況でございます。

続きまして、17ページをお開き願いたいと思います。

企業債および一時借入金でございます。企業債といたしまして、前年度末の残高が14億5,064万9,987円、本年度償還額を差し引きまして、一番右欄でございますけれども、本年度の残高といたしまして13億7,966万2,924円でございます。

以上でございます。よろしくご審議の方、いただきたいと思います。

○山田議長 それでは、質疑に先立ちまして、監査委員の木村議員から平成20年度甲良町各会計歳入歳出決算審査の報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 平成20年度の甲良町の各会計の決算審査の結果と意見の報告を申し上げます。

1、審査は平成21年7月22日、23日、24日の3日間で、場所は議員控室におきまして一般会計、国保会計、後期高齢者会計、老保会計、下水道会計、住宅新築会計、土地取得会計、墓地公園会計、介護保険会計、水道会計の10会計を実施いたしました。

それでは、結果について報告いたします。

一般会計。

歳入決算額は34億4,157万2,000円、歳出決算額は32億8,417万3,000円で、差し引き残高は1億5,739万9,000円となり、このうち平成21年度へ繰り越した事業に要する財源7,949

万9,000円を差し引くと、実質残額は7,790万円の黒字で翌年度へ繰り越した。

(1) 歳入。

歳入決算額は34億4,157万2,000円で、前年度と比べて6,623万3,000円の増となっているが、主には町税、地方交付税、国庫支出金の増および繰越金、町債の減によるものである。

歳入決算における自主財源構成比は34.8%と前年度と比べて1.9ポイント低くなっている。これは町税の増および財産収入、繰越金の減によるものである。自主財源の増額確保は困難であることから、税や使用料を確実に徴収することと課税漏れをなくすことを徹底し、収入確保に最大限の努力をされたい。

収入未済額、滞納の状況を見ると、1、町税は、不納欠損処分を711万2,000円して5,409万7,000円で214万1,000円の増に、保育料は103万6,000円で32万円の増。3、幼稚園使用料は4万2,000円で皆増。4、住宅使用料は1,941万2,000円で7万2,000円の増。不動産売払収入は85万円で前年同額。6、学校・園給食費は24万1,000円で1万8,000円の増。合わせると7,567万8,000円となり、前年度と比べて259万3,000円増えている。

全体として滞納額が増加の傾向であるため、より一層徴収努力をされたい。不納欠損処分については、滞納額の内金をさせる、強制執行を行うなどして極力時効の中断をしてから処分をされたい。平成19年4月から設置の甲良町徴収対策推進本部の活用や平成21年10月より収納促進課にスタッフを配置されることから、悪質滞納者に対するノウハウを町として蓄積するシステムを構築し、口座引き落とし等不納時に即時対応できるような体制の確立を図り、滞納理由や課題の分析を的確に行い、すばやく対応すること。また、法に基づいた滞納整理を果敢に執行されたい。唯一の自主財源がこのままでは予算も組むことが困難になることが予想されるため、引き続き増収に努められたい。

(2) 歳出。

歳出決算額は32億8,417万3,000円で、前年度と比べて2,480万4,000円の減となっているが、主には衛生費、公債費などの減、および民生費、農林水産業費の増によるものである。予算額に対する執行額は88.3%であるが、翌年度へ繰り越して事業を執行する繰越明許費繰越額7,949万9,000円を控除した執行率は90.4%である。

普通会計ベースによる公債費比率は9.1%と、前年度より3.0ポイント低くなり、地方債許可制限比率は4.3%と前年度より1.9ポイント低

くなり、地方債現在高比率は170.3%と前年度より10.6ポイントも低くなった。この地方債現在高比率が200%を切ったのは平成19年度からで、繰り上げ償還を積極的にした結果である。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は91.9%で、前年度と比べて3.7ポイント低くなったが、三位一体改革による影響も大きく、財政の硬直化が進んでいると言わざるを得ない。平成18年3月策定の甲良町集中改革プランに基づき、議論や協議を徹底し、人件費の削減や不要不急の事業見直し等による歳出削減および未収金対策による収入の確保に職員が一丸となって取り組み、今後も経常経費の抑制に努められたい。

3、特別会計・企業会計。

(1) 国民健康保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が9億3,607万9,000円、歳出が9億212万6,000円、差し引き3,395万3,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

この会計は、平成20年度より後期高齢者医療制度創設および退職者医療制度対象者年齢が変更され、大きく制度改正されたことにより激変した。また、保健事業も制度改正により、国保加入者に対して行うことになったため受診率が低くなった。保健福祉課と連携し、病気の早期発見、早期治療、多重受診者への訪問や日常生活での健康づくりを支援し、医療費の適正化および抑制に努めることを期待する。

なお、国民健康保険税において、収入未済額（滞納）は不納欠損額の876万3,000円を除いても4,710万5,000円となっている。今後も厳しい対応と実効ある滞納整理を求める。

(2) 後期高齢者医療事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が4,997万4,000円、歳出が4,968万4,000円、差し引き29万円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より老人保健制度にかわり後期高齢者医療制度が新たに始まり、対象者は75歳以上のすべての方および65歳以上で一定の障害のある方である。保険料は滋賀県後期高齢者医療広域連合が決定し、市町が徴収する。納付方法は、年金天引きの特別徴収と口座振替などの普通徴収もある新規特別会計である。

初年度に26万9,000円の収入未済額（滞納）がある。滞納整理は初期対応が重要であり、増加しないよう十分納付義務を理解してもらうとともに、徴収に努められたい。

(3) 老人保健医療事業特別会計。

本会計決算額は、収入が9,026万2,000円、歳出が9,016

万3,000円、差し引き9万8,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

本会計は、平成20年度より制度改正され、国民健康保健会計、後期高齢者医療会計へ移行された。しかし、3年間は本会計を残し整理するとのことであった。

(4) 下水道事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が7億1,394万円、歳出が7億824万。差し引き570万の残額を翌年度へ繰り越した。

使用料及び分担金において収入未済額（滞納）が1,544万2,000円となり、前年に比べて136万9,000円増えた。内金の処理をするなどして時効中断の措置をとり、確実な徴収事務を執行されたい。

平成20年度で面整備はほぼ完成したことから、今後は管理に重点が移ることとなる。下水道の普及率が99.1%に比べ、水洗化率が53.0%と低いことから、引き続き水洗化率の向上対策の検討を図られたい。

(5) 住宅新築資金等貸付事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が9,236万4,000円、歳出が9,203万5,000円、差し引き5万9,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

収入未済額（滞納）は1億7,092万2,000円で、47万9,000円増加している。

また、収納率が落ちた理由を分析し、例年並みの収納率を確保するように努力をすること。

不景気や償還者の高齢化等の理由で償還が思うようにいかないと思うが、今まできっちり返済している方々のことを考えると、滞納をそのまま放置することは許されないことである。今後は法的措置をとる時期を検討するなど、創意工夫して滞納に歯どめをかけるべきである。

(6) 土地取得造成事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が441万1,000円、歳出が441万円。差し引き536円の残額は翌年度へ繰り越した。

呉竹3カ所、長寺1カ所の495.84平米を処分したが、残る土地についても早急に処分をし、土地代金の回収と固定資産税の賦課に努められたい。

未処分町有地については、地籍調査業務と連携し、現況把握を行うとともに、管理の強化を図り、現状の回復・改善に努められたい。

(7) 墓地公園事業特別会計。

本会計決算額は、歳入が1,874万1,000円、歳出が1,865万7,000円、差し引き8万4,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

現在整備された墓地396基中現在188基の処分で、その率47.5%であり、少しでも早期に処分がされるように望む。

また、永代使用促進事業補助金（墓地移転補助金）の利用者がいないので、今後も広く住民にPRして販売の促進を図ること。

墓地管理費については平成22年度が更新時期となることから管理料改正等を早急に検討することを望む。

（8）介護保険特別会計。

本会計決算額は、歳入が5億6,948万6,000円、歳出が5億5,345万4,000円、差し引き1,603万2,000円の残額は翌年度へ繰り越した。

認定者数は前年度より23人（6.6%）増えていて、在宅介護サービス費は11.5%の増となっている。特に居宅介護サービス給付費が10.5%伸びている。

今後も認定者が減ることは考えられないことから、筋力向上トレーニング・転倒防止教室・せせらぎサロン等の介護予防事業に積極的に参加を呼びかけ、介護給付費の抑制に努められたい。

収入未済額（滞納）は202万円で、前年に比べると52万2,000円増えている。保険料が増加する可能性が高いため、きめ細かに訪問し、納付義務を理解してもらうとともに徴収に努められたい。

（9）水道事業会計。

本会計決算の損益計算書において、収入の営業収益は1億5,750万円、営業外収益は3,069万円、支出の営業費用は1億3,121万6,000円、営業外費用は3,400万1,000円、水道料滞納の不納欠損を特別損失として379万1,000円、差し引き1,918万2,000円は当年度純利益となり、前年度繰越利益剰余金4,092万6,000円を合わせると当年度未処分利益剰余金は6,010万8,000円となる。

そのうち減債積立金に1,000万円を、建設改良積立金に1,000万円を処分することから、翌年度繰越利益剰余金は4,010万8,000円となる。

石綿管の更新が平成21年度完了予定であり、有収率91.4%であった。漏水件数も減少し、水道水の安定した供給に取り組むことができた。今後もその努力を怠らず、不正取水の再発防止に最善を尽くされたい。

なお、前年度において消火栓の使用水量の初歩的ミスにより有収率算定に誤りがあったようであり、チェック体制をしっかりと行うことを望む。

収入未済額（滞納）は4,734万7,000円で、不納欠損額を引いても前年度に比べて212万9,000円増えている。今後も徴収体制をしっかりと組み、悪質滞納者へは給水停止処分を含めて厳しい対応を求める。

また、使用料が減少傾向にあることから、経常経費の抑制に努められたい。

4、結論。

平成20年度甲良町一般会計および各特別会計の歳入歳出決算について審査をした結果、決算の計数は正確であり、予算の執行および財産の管理についてはおおむね適正に処理されていると認められた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数については、関係諸帳簿および証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められた。

国の三位一体改革や県の財政危機回避のための構造改革により厳しい収入不足に見舞われたが、事務事業の見直しや経費の削減に努めたことは評価したい。

町の将来像とする「心かよい、人がきらめく、せせらぎ遊園のまち甲良」をめざし、まちづくりの施策、子育て支援センターの充実、農業振興施策、教育・文化施策、環境施策、安全安心のまちづくり等において成果を上げてきた。

しかし、脆弱な財政基盤で自主財源に乏しく、多くは依存財源に頼っている。中でも地方債の現在高は総額100億2,107万3,000円で、前年比2億4,005万1,000円の減額になったが、依然として大きな借金を抱えている。

特に人件費は、対前年3,482万9,000円の減であるが、物件費のうち、賃金は1,069万円の増であり、全体では2,413万9,000円の減であった。近隣の市町と比べると、保育センターや地域総合センターなど特別な要因があるが、人件費の割合は高いと考えられる。今後も危機感を持って行財政運営のスリム化に向け努力し、人件費等の抑制に努められたい。

また、徴収金の滞納状況は前年度より593万7,000円増え、3億5,878万5,000円となった。累積額は毎年最高額を塗りかえている。

その推移は次のとおりである。

滞納については、収納率が大幅に落ち滞納額が増えている。原因として、景気の低迷、生活が厳しい等など考えられる。滞納徴収はこれまでのように各課対応でなく、町として体制を確立し、原因の究明、滞納整理を実行すべきである。

なお、特別会計への助成金、出資金、操出金については、各会計の目的を十分勘案の上、会計ごとに独立採算がとれるように指導し、的確に処理すること。この財政危機を回避するために、平成18年3月に策定した甲良町集中改革プランに沿って職員が一丸となって、町政全般にわたり合理化と経費の節減に努め、事業の執行にあたってむだのないよう行われることを切望し

て、平成20年度決算審査の意見の結びとします。

以上でございます。

○山田議長 決算審査の報告が終わりましたので、ここでしばらく休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

休憩前に議題となっておりました認定第1号から認定第10号までの10議案につきまして、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

水道会計の決算審査とかかわりまして質問を1ついたします。

全体にかかわることですのでこの場でさせていただきます。決算審査意見書の6ページです。

結論のところから4段目、収入未済額は4,734万7,000円で納付欠損額を引いても前年度に比べ212万9,000円増えているという表現なんですが、ここを単純に読みますと、4,734万7,000円から不納欠損額を差し引いて前年と比べるとというように読めてしまいます。不納欠損の性格から言うても、不納欠損額を差し引いた後が4,734万7,000円ですので、こういう表現で間違いではないですけども誤解を生むところですので、見解を求めておきたいと思います。それが1つです。

2つ目は、土地取得造成事業特別会計の方でございます。これも予算の計上の基本的な考え方について疑問がございますので、本会議の場で質問をさせていただきます。

それは、財産収入が441万円と予算現額がなっています。それに対して収入済みが441万524円となっているんですが、もともとこれの土地造成取得会計で、決算審査の中にもありますように残地があります。これは、単に残地があるだけやなくて、その払い下げが決定したというのがあり、既にその上には建物が建てられ、現に使用している部分がございます。私が知る範囲でも財産収入の予算、441万よりも超える額となります。そういうようになりますと、収入未済額がこの決算ではゼロになっています。つまり、払い下げをした相手さんが決まり、既に使用をされ、建物や、それから倉庫ないしは駐車場として使用されている現在がございます。それは現に収入未済に入るのではないか。入れねばならないのではないかとというように思います。

ちなみに、こちらの新築資金の特別会計の方を見ますと、収入のところで諸収入、これは貸付を決定をして返済の期限が来ているものをきちんと予算の現額に上げておられまして、調停額に上げておられまして、そしてその分は収入未済で、ここで言いますと1億7,000万余りの未収が生じているということになります。

つまり、行政当局が議会に対して、町民に対して土地取得造成会計でこれだけの予算を入る見込みがある。地方財政法で入る予算について明細を明らかにして計上しなければならないという趣旨の条項がありますので、そういうことから見れば住民に対する、または議会に対する約束事であります。その計上の方法についてこれでいいのかという点で2点目、質問させていただきますので、ご回答よろしくお願ひします。

○山田議長 人権主監。

○米田人権主監 土地取得造成事業の特別会計の今ほど言われました、まだ未処分地の部分で処理ができていない部分でございますけれど、今現在払い下げ等に向けて一日も早く取り組んでいきたいということを考えており、その分についてはまだちょっとデータができていない状況でございますので、今お答えできません。済みません。よろしくお願ひします。

○山田議長 木村議員。

○木村議員 1点目の質問でございますが、西澤議員の言われるとおりでございますので、この不納欠損額うんぬんというくだりは西澤議員の言われるとおりでございまして、ちょっとこのままでご理解願ひたいと思ひますけど。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 審査意見書については、考え方の基本ですので監査委員さんに答えてもらうつもりではなかったんですが、財政当局の方に考え方で誤解が生じることがありますので、筋はこうだということを説明いただければ誤解が解けると思ひますので、再度お願ひしたいと思ひます。それが1点です。

それから、土地取得のところは、私が聞いていますのは未処分地で残地としてそのまま平地で残っているところを言っているわけじゃなくて、既に使用して建物が建ったり駐車場として使われているところ、これは払い下げが決定したということが境界線が決まらないとか、それから代金がまだ不服だとかいうのがありますよ。けども、その分は町の所有地を第三者に払い下げをした時点、つまり建物を建てるなり、それから駐車場として使うなりの承認をした時点から請求の発生が生じますので、発生主義から考えますとその金額を計上し、調停額に計上して収入未済額にその分が幾ら残っているかというのを計上する必要がありますので、この土地取得造成特別会計についての調停額の記載、それから収入未済額の記載、これを住宅新築資金貸付

特別会計と比べますと基本が違ってきますので、これは原課の主監で答えていただくのではなくて、財政の当局のところでもそういう考え方の基本で、やはり私が言っていることについてどうなのかという見解をまず求めておきたいと思います。

○山田議長 これは、監査委員の方じゃなくて担当の方にお聞きしているということですか。

山崎町長。

○山崎町長 この会計につきましては、住民訴訟等も起こっている内容もございますし、現在のところは徴収可能なものを予算に計上するというので、いたずらに分母を大きくしないというスタンスでやっております。西澤議員のご意見については拝聴させていただきました。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に申し述べておきますが、調停額でこれは未収金、つまり本来町の会計に町民さんからいただくかねばならない金額がきちっと乗せられています。これが住新会計の方です。ところが、土地取得の会計については、この部分が調停額に上がっていません。ですから、そういう点では町がもらうべき金額をはっきりさせるということが未収額の確定も、それから、未収額をきちんと一つ一つ説得をして徴収する上での土台になりますので、そのところはしっかりしてもらわんと困るということをお願いしておきたいと思っております。

○山田議長 それでは、ほかに質問はございませんか。

建部議員。

○建部議員 いつもなら西澤議員が質問している箇所なんですけど、6ページ、下の結論、2行目でございます。ここで2行目の中段から、これは監査委員に尋ねます。予算の執行および財産の管理についてはおおむね適正、このおおむねと言わざるを得ない要因、根拠があれば教えていただきたい。

実は、私の経験からもいきますと、大体点数にして70点以下はおおむねという表現を使うみたいなんですけど、何をもっておおむねという表現を使われたのか、ここの意見書には書かれていない要因があるのか、ただ、財産の管理については今ほどの質問もあったように、この点についてはうなずける部分もあるかもわかりませんが、予算の執行上でおおむねと言わざるを得ない要因があれば教えていただきたいと思っております。

○山田議長 ここでちょっと休憩いたします。

(午前11時05分 休憩)

(午前11時10分 再開)

- 山田議長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。
ただいまの建部議員の質問に対して木村監査委員の答弁を求めます。
木村議員。
- 木村議員 この「おおむね」という言葉についてでございますが、この「おおむね適正に処理されていると認められた」という表現に関しましては、先ほども西澤議員の方からちょっと質問が出ていましたけど、(6)の土地取得造成特別会計の部分で、未処分の町有地については地籍調査業務と連携し現況把握を行うとともに管理の強化を図り、現状の回復や改善に努められたいという部分で「おおむね」と表現したわけでございます。
- 以上です。
- 山田議長 議事進行上ですけれども、ただいまこの監査委員の意見書に対しての質疑を求めている次第でございます。行政に対しての質問は、この案件は後ほどまた委員会の方で付託すると思しますので、そのときに詳しく質問の方をお願いしたいと思います。
- 以上です。
ほかに質問はございますか。
藤堂与三郎議員。
- 藤堂与三郎議員 10番 藤堂です。
先ほどの西澤議員に関連して、結論が監査委員から出されておられません。その不納欠損を差し引いてもという部分、もう既に差し引かれて金額が表示されておりますので、これを差し引いた金額にしますと二重引きということになりますので、この部分は抹消していいという結論に私は達するのではないかなと思うんですけども、監査委員さん、再度その辺、どうですか。
- 山田議長 木村議員。
- 木村議員 藤堂議員の質問で、そのとおりだと思いますので抹消したいと思います。よろしくお願ひします。不納欠損額。
- 山田議長 ほかに質問はございませんか。
(「なし」の声あり)
- 山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
お諮りいたします。
ただいま議題となっております認定第1号から認定第10号までの10議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりましてお手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

次に、日程第16 議案第31号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

- 村田事務局長 議案第31号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

- 山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

- 野瀬総務主監 議案第31号 彦根市と定住自立圏形成協定を締結することにつき、議決を求めることについてご説明申し上げます。

今回、定住自立圏推進構想に基づき、圏域予定区域である彦根市と愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町の1市4町が人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて取り組む事項、ならびにそれぞれが果たす役割を定める協定を彦根市と甲良町が1対1で締結するにあたり、さきの3月定例議会で議決いただきました地方自治法第96条第2項による議会の議決すべき事件に関する条例の規定のもと、本定例議会において議決を求めるものであります。

この協定書は、湖東定住自立圏の形成に関する協定書と称し、彦根市との間で協定を締結し、定住自立圏を形成することに関して必要な事項を定めるものであります。特に第3条関連、連携する取り組みの分野および内容ならびに役割分担については生活機能の強化、結びつきやネットワークの強化、圏域マネジメント能力の強化の3視点から政策分野を記載しております。

まず、生活機能の強化に係る政策分野の柱については、1、地域医療体制の強化、2、障害者福祉サービスの充実と次世代育成支援、3、図書館サービスの充実、4、観光の振興、5、環境・水質保全の推進、6、ごみ処理の広域推進、7、消防・救急業務の連携強化を掲げております。

2点目の結びつきやネットワークの強化については、1、地域公共ネットワークの構築、2、スマートインターチェンジの建設促進、3、バイコロジの整備促進、4、地産地消の推進を掲げております。

3点目の圏域マネジメント強化については、1、職員の人材育成、2、職員の人事交流、3、コンピューター施設・システムの共同利用・開発を掲げております。

第4条については、事務の執行にあたっての連携、協力および費用負担等に係る基本事項について規定しております。協定の期間については、原則定

めないものでありますが、協定の規定を変更する場合には、第5条においてあらかじめ議会の議決を経ると規定しております。

協定の廃止にあたっては、第6条中に議会の議決を経て廃止を求める旨を他方に通告した場合において当該通告後2カ年をもって廃止される旨、規定しております。

本町は人口8,000人の基礎自治体として行財政運営を行わなければならない、周辺町とも連携し、圏域全体の活性化を図っていくための定住自立圏形成協定の締結を行いたいものであります。

議員皆様の慎重なご審議と本協定の締結につきまして、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

3点質問をいたします。

1つは、きのうの議案審議の説明の中で配られました資料の中です。総行応第33号 平成21年4月1日現在で、これは各都道府県の市町村担当部長にあてられた通知文であります。その中で、(2)の措置内容のところであります。去る8月17日に定住圏にかかわる研究会がありました。そこで形成協定を急ぐ旨の説明がありましたが、そのときには定住自立圏の形成をするという意味表示をするために協定を早く結ぶということで割増し交付税が交付される1つの要件になるという説明がございました。

ところが、この文章を見ますと、定住自立圏の形成協定もしくは定住自立圏形成方針または定住自立圏共生ビジョンに基づき、「もしくは」というようにあります。「もしくは」というのは、日本語では「あるいは、または」ということで対等になります。

ところが、その後の説明では定住自立圏の形成協定と共生ビジョン、この前にある形成方針が一体としてそろった場合に割増し交付税、包括的財政措置を行うという答弁がございました。そういう点では、この「もしくは」というのが、4月1日現在ですので4月1日現在以降変更になったというように理解をされているのでしょうか。それが1点目です。

2点目は、この自立圏の構想の場合、彦根市と1対1で協定を結びます。人口が約12万の都市対8,000人台の町、これが結ぶわけですが、自主性がどれほど担保されるのかというところでの質問です。協定の中には割増し交付金の説明、それから事業のマネジメント等についても彦根市から主導権を持ち、財政としても彦根市の一般会計で対応して割増しの交付税がされます。彦根市単独では2,498万7,000円ですし、甲良町は588万

円、愛荘町は湖東圏域の公共交通活性化協議会の事務局を持つというので増し分が加算されて734万8,000円となっています。そういうマネジメントの形成と、それから財政措置から見ても彦根市の属地域になる可能性が、私は危険が非常に高いというように思うわけですが、これについての自主性が担保されるのかという点が2つ目であります。

3つ目は、彦根市がこの周辺の事業、起こすときに周辺は周辺、甲良町は甲良町で独自の課題がありますし、独自の願があります。ここに、協定の中に挙げておられます、賛成、反対は別としても、新エネルギービジョン、それからふるさと交流村に対する協定が、項目があります。こういう独自、つまり彦根の地域以外のところでやる事業に彦根市がどこまで、つまり財政的にも計画的にもどこまで応援をする。これは協定を結べば義務が生じます。彦根の財政上は非常にしんどい、厳しい財政で、いつ財政再建の団体に転落してもおかしくないという財政事情が県からも発表されています。そういうことから見ても財政支援が一番大きいかと思いますが、甲良町が行う事業に財政的な支援、人的な支援がどこまで応援してもらえるのかという点で確証的なものがあるのかどうかですね。この3点、よろしくお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず1点目の、4月1日付の総務省通知でございます。これは、途中で変更されたものでもなく、4月1日付の文章そのままでございますので、解釈が両方、いわゆる形成協定と後で策定をします共生ビジョン、両方が整って包括的財政支援があるということが正しい通知であり、正しい理解でございます。

それから、急ぐという質問も加えてありましたが、これは包括的財政措置を受ける場合には2つの、協定とビジョンを策定をするということでもありますので、協定が遅れば遅れるほどビジョン策定へのスケジュールが遅れるというふうに連動しますので、協定も早く締結をしたいというのが彦根市の説明であったというふうに思っています。

それから、2つ目の1対1協定でございますが、実際中心市と甲良町が締結を結べば甲良町と彦根市が形成協定の協定区域ということになりますので、その場合には、いわゆる中心市に都市機能を集中する、集中と選択の集中というのはそういう意味でありまして、いずれにしても主要な役割を担うのは中心市というふうになりますし、周辺町については歴史・文化、農村、交流というふうな今現時点でのすみ分けみたいなものは示されておりますけれども、そのために補完といいますか、基礎自治体に対する補完も中心市がこの定住自立では担うという役目もあるというふうに思っています。

それから、一番の指摘は中心市のマネジメント、いずれにしても中心市が

マネジメントを担うということには変わりはありませんので、私たち周辺町は積極的にマネジメントにどう参画するかというのは私たち周辺町の大きな課題であるというふうに思っています。

それから、3点目の今後の事業の財政措置でございますが、甲良町の独自性をこの定住自立圏で活かすために、西澤議員もおっしゃいましたように新エネであったり、交流村であったり、交流村を通じた地産地消であったりというふうなことで今日までの行政間での協議の場においては、どちらかという彦根市は地産地消の部門については甲良で主体的に推進を担ってほしいというふうな期待もありますので、私たちはこの定住自立圏形成協定において、今後のビジョン策定において、その後の事業においても積極推進をし、都市との交流というテーマからしてもそれらが、事業が着実に進展するようなめざし方をしていきたいというふうに思います。

それから、財政的には、全協で総務省の官庁の役割ということで地方交付税、起債というふうに申し上げましたし、それから、後ほどの事業については省庁からの具体個別事業の応援ということになりますので、現時点では今後の事業でどう補助を受けていくかという前提の協定が始まるということでございます。

以上であります。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 1点目の、4月1日付の総務省の通達のところの「もしくは」の文言であります。正しい理解をする上でというのが、後にそうすれば文書が出ているのかどうかですね。これが質問です。

というのは、8月18日付で総務省から来られた藤井副市長が説明された点でも、それから、弁護士であります獅山市長が法律の専門家だというように思いますが、この方も急ぐ理由に、意思をまず持つと。3月の時点で細かい協定まで共生ビジョン、どういう事業を共同して、共有してしていくかというのを詰めてやっていきたい。ですから、来年の3月までに年度内にまとめたい。今も年度内ですのでその言葉には変わらないと思いますが、来年の3月まで十分議会、それから住民とも相談をしながら対応していくというのが、あの3月2日のときの説明でありました。

そうしますと、そういう点では正しい理解というのが野瀬主監から言われましたが、野瀬主監が間違った理解をしていたわけでは私はないというように思います。あの説明からも、弁護士も、それから総務省出身の副市長もそういうことでぜひ急いでほしいというので形成協定を結ぶ、つまり、自立圏を形づくる意思をまずはっきりさせて大枠をつくってほしいというのが8月17日の説明会の趣旨でありました。そういう点でも、その後の説明でそ

ういう、つまり「かつ」という日本語には非常に区分けをした文章が、文字が、表現があります。「もしくは」は、あくまでやはり「どちらか」というようにとれる理解です。これではあきませんよというので、その訂正の文章が総務省から出されてしかるべきだと思いますし、理解の不十分さはこういうように埋めてもらうというので国の方針が勝手に地方自治体で理解されては困るわけで、そういう点からも、もとのところが私はあやふやだったのではないかというように思いますが、正しい理解をする上での4月1日以降の文書的な表現方法が訂正されるなり、こういう理解を進めてほしいという文書がその後出ていましたらお答え願いたいと思います。

2つ目は、自主性が担保されるのかにかかわってですけども、補完の役割を彦根市が地方の足りないところ、中心都市の機能を強化するということから、補完の役割を果たすというわけですけども、補完の役割はやはり2つの柱、財政と人的な柱です。枝葉を抜きますとそういうようになります。という点でも、あやふや、それから不安が残るのが彦根市の状況であります。

例えば、それは何かと言いますと、医療圏で彦根市の市民病院の状況は、報道にもあるように産科が廃止をされました。また、泌尿器科の医者が8月末で1人退職をされて機能が縮小されます。それから7病棟、7階がほとんど閉鎖で使われていません。医師がどんどんと独立をされて市民病院から撤退をする状況はまだ歯どめがかかっていません。ですから、そういう点でも、その1つ、医療圏を充実する、彦根市民病院を核としてということが書かれていますが、それ自体も空文になる可能性が非常に強いわけですから、その点についても協定を結んだからうまくいくということにはならないというように思うんですが、2つ、再質問でお願いします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 まず1点目の、4月1日の文章でございます。定住自立圏推進要綱の中にははっきり明記はされていないと思うんですが、協定とビジョンはこうこうしかじか、こういうようにやりなさいと要綱にはありますが、自立圏形成方針、これは中心市が方針を出しますので、方針を出すか否かは中心市の態度というようなことで、その結びが「もしくは」というふうについているものと理解をしております。

それから、文書の訂正はございませんので、4月1日、この文書そのものが通知の文書でございます。

それから、年度内対応ということになりますと、協定を締結してからビジョン策定になりますので、ビジョン策定については各般の意見を聞くと。聞いて策定をするということになりますから、これからはかなり時間をかけるというふうになりますので、果たして年度内に滑り込めるかどうかというの

はスケジュール的に少し無理があるなどというふうな解釈をしますし、そのためには彦根市は基本方針を立ててもビジョンを今やっていますよと、こういう努力をやって、年度末には現在作成中であるのでということで多分包括財政措置は総務省には、そういう状況にあるので何とかというアタックは期待を込めてやっていきたいというふうな意味だと理解をしております。

それから、補完であります、分権型の社会におけるこれからの基礎自治体のあり方については、1つが、国・県の垂直補完と言われておりますし、1つが、私たち彦根市みたいに水平補完、あるいは広域的に補完をし合うところら辺で、甲良町の場合は彦根市というふうになりますので、いずれにしてもその機能が彦根にどうであるかというふうなことについては、定住自立の協議が始まって以降、かなり事務局も積極的に動いておりますし、それから、推進本部に5つの部会の運営を、今立ち上がって部会協議を進めておりますが、その部会長も全部彦根市で部会長を持って部会運営をするということになっていきますので、今後彦根市の市組織を挙げてそういう体制が組まれていくというふうに思っています。

それから、財政のことは今後のことですので、今ここではちょっと見えていないというのが実情でございます。

以上でございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 最後に1点お伺いしますが、繰り返し議会運営委員会の傍聴でも、また、きのうの議案説明のところでも、さきの総選挙での政権交代があり、民主党の政権が生まれる状況になりました。16日には首班指名がされますが、報道を見る限り、予算の見直し、それから概算査定についても白紙で臨む、それから、4回繰り返された補正予算についても白紙で臨む、こういう会見が民主党の幹部から出されています。その点を受けて、割増し交付金の配分が不透明だというように野瀬主監も答えておられたんだというように思いますが、再度、甲良町に割増し配分がされる、彦根市と4,000万、周辺町1,000万についての割増し交付金の見通しがどうなのか、担保されているのかという点でお聞きします。

○山田議長 総務主監。

○野瀬総務主監 今、2つの質問をいただいたと思います。

政権がかわっての今後の定住自立の行方はどうだというふうな意味でございますが、民主党の政策集にも、分権改革は進め、基礎的自治体に対しては今後財政的にも含めて積極的に応援をするというのが基本スタンスでありますので、それとこの定住自立圏については地域戦略、いわゆる地域の活性化ということでの方策が出ていますので、この定住自立圏はこのまま推進され

ていくということを信じております。

それから、交付金であります。西澤議員は割増し交付金と言われておりますが、包括的財政措置は特別交付税になりますので、期待はしておりますが、踏み方をしながら、あれば結構という態度で臨んでいきたいと思っております。さらに、甲良町は毎年特別交付税については県・国への陳情活動をして、県で一番多い特別交付税をいただいておりますので、独自の特交活動については引き続き続けていきたいというふうに思っています。

以上です。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

西澤議員。

○西澤議員 定住自立圏構想についての調査特別委員会設置の動議を求めたいと思っております。去る8月17日の定住自立圏構想にかかわる研究会で、定住自立圏形成協定が急ぐ旨が説明されました。そのとき、議会と住民の検討や合意を軽視した進め方が心配されましたが、今回、その心配が見事に的中したものです。主催した彦根市長でさえ、総選挙告示の前日となり十分な検討期間が保障できなかったことについて長々と言いわげに終始せざるを得ないものでした。しかも、法律の専門家、中央省庁の幹部職員を経験した2人が飯田市の事例を聞いて、当初の認識と異なっていたことを告白していたことは形成協定の審議の上でも大変重要です。すなわち会場での説明は、定住自立圏にかかわる割増し交付税を受けられるには細目にわたる協定内容と共生ビジョンが必要だと認識していたが、定住自立圏をつくるという意思を明確にする協定をまず結ぶ必要がある。それは細目ではなく大枠でいいというものでした。

ところが、ふたをあけてみれば、割増し交付を受けられるにはこの協定と共生ビジョン、2つの要件が必要だというもので、説明が二転三転しています。これらのあいまいな説明は、この定住自立圏構想が法律、制度の根拠に基づいていないからで、研究会でも明らかになりました。その上、さきの祖選挙で政権交代後、この構想そのものが存続するか、引き継がれるかも不確定となりました。内容についても納得できないことが幾つもあります。共有する事業は中心市宣言をした彦根市がマネジメントの権限を持ち、予算配分もすべて中心市に渡され、彦根市の一般会計から配分される。これはますます甲良町が自立しにくい状況に追い込まれていく危険が高いものだと言わざるを得ないのです。だからこそ定住自立圏の賛否は分かれようとも、事実関係を一つ一つ明確にさせ、論議をするためには本会議での質疑、討論だけで

は不十分だと考えます。賛成、反対にとらわれず、十分なる調査、検討が必要です。

また、3月議会に建部議員から特別委員会設置の提起があり、6月議会でも継続して検討した中で、構想段階では中身がはっきりしていないなどの理由で見送られてきましたが、議長提案でとの合意も当時ありました。今回は、彦根市との間で協定まで結ぶという具体的な議案が提出されてきました。町民に具体的で明確な説明もできないまま議案の採決を迎えてはならないと考えます。よって、定住自立圏構想にかかわる特別委員会の設置はぜひ必要だと考えますので、特別委員会の設置を以下のように提案します。

1、特別委員会は議長以外の11名で構成し、委員長は互選で選出します。以上です。よろしく申し上げます。

○山田議長 ただいま西澤議員から、議案第31号について、議長を除く11人の委員で構成する湖東定住自立圏構想特別委員会設置の動議がありますが、この動議は1人以上の賛成者がありませんでした。よって、この動議は成立いたしません。

よって、本議案は、本日は提案説明と質疑のみを行い、最終日において討論および採決といたします。

次に、日程第17 議案第32号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第32号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第32号 甲良町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

別表中、「甲良町地域新エネルギービジョン策定委員会委員」の次に、「甲良町地域公共交通会議委員、日額5,500円」を加えるものでございます。

付則といたしまして、この条例は、公布の日から施行いたしたいものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第32号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席をお願いします。
起立全員であります。
よって、議案第32号は可決されました。
次に、日程第18 議案第33号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○村田事務局長 議案第33号 甲良町税条例の一部を改正する条例。
上記の議案を提出する。
平成21年9月9日。
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。
税務課長。

○小川税務課長 それでは、議案第33号 甲良町税条例の一部改正について
ご説明を申し上げます。

まず、第54条でございまして、固定資産税の納税義務者等の定めでございまして、農地法改正に伴う土地改良法の改正によります引用条項のずれでございまして。

付則第7条の3、個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除でございまして、条例付則第7条の3の2の追加に伴う用語定義の追加でございまして。付則第7条の3の2でございまして、個人住民税における住宅ローン控除特別控除の創設による条文の追加でございまして。

付則第8条、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例でございまして、条例付則第7条の3の2の追加に伴う引用条項の追加でございまして。

付則第16条の3でございまして。上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例でございまして、寄付金税額控除の算定に上場株式等に係る配当所得を追加するものでございまして。それと、住宅借入金等の特別控除の創設に伴う引用条項の追加でございまして。

付則第16条の4、土地の譲渡等に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例でございまして、同じく前条と同様の内容になっています。

次に、付則第17条、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、こちらについても同様でございまして、それと、長期譲渡所得に係る特別控除の創設に伴う租税特別措置法の改正による引用規定の追加でございまして。

付則第17条の2、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例でございまして、長期譲渡所得に係る特別控除の創設による租税特別措置法の改正に伴う引用規定の追加でございまして。

付則第18条、短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、こちらについては住宅借入金の特別控除の制度創設に伴う引用条項の追加でございまして。

付則第19条、株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、前条と同内容になっています。

それから、付則第19条の2、特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例でございまして、こちらについては租税特別措置法の改正に伴う見出しおよび条文の改正でございまして。

付則第20条でございまして。特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等および譲渡所得等の課税の特例でございまして、租税特別措置法の事業規定の改正に伴う引用条項の改正でございまして。

付則第20条の2、先物取引に係る雑所得に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、住宅借入金等の特別控除特別制度の創設に伴う引用条項の追加でございまして。

それと、付則第20条の4につきましては、条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例でございまして、こちらについても同様の内容になっています。

付則といたしまして、この条例につきましては、平成22年1月1日から施行するものでございまして、付則第7条の3第3項、第17条第1項および第17条の2第3項の改正規定ならびに次条の規定につきましては、平成22年4月1日。

付則第20条の2第1項の改正規定につきましては、平成23年1月1日。
条例第54条第6項の改正規定につきましては、農地法等の一部を改正する法律の施行日になっています。

第2条につきましては、町民税に関する経過措置でございまして。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第33号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第33号は可決されました。
次に、日程第19 議案第34号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○村田事務局長 議案第34号 甲良町国民健康保険税条例の一部を改正する
条例。
上記の議案を提出する。
平成21年9月9日。
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。
税務課長。

○小川税務課長 議案第34号 甲良町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

付則第3項でございます。上場株式等に係る配当所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。配当所得を有する場合は総所得金額に配当所得を加えて所得割を算定するというものでございます。

付則第4項でございます。長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。付則第3項の追加に伴う項ずれでございます。それと、租税特別措置法の改正による引用規定の追加でございます。

付則第5項、短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。付則第3項の追加に伴う項ずれと付則第4項改正に伴う読みかえ規定の改正でございます。

付則第6項、株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例

でございます。同じく付則第3項に伴う項ずれでございます。

付則第7項でございます。上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除に係る国民健康保険税の課税の特例でございます。上場株式等に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除を行った場合の配当所得については損益通算および繰越控除を行った後の金額に読みかえて課税額の所得割を算定するというものでございます。

付則第8項につきましては、見出しの削除でございます。

それから、付則第9項、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等に係る国民健康保険税の課税の特例、第9項から最後の付則第14項、条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例でございますが、これはいずれも付則第3項および付則第7項の追加に伴う項ずれでございます。

付則といたしまして、施行日でございますが、この条例は平成22年1月1日から施行するものでございまして、付則第3項の改正規定、付則第4項の改正規定につきましては平成22年4月1日から、付則第8項の改正規定につきましては平成23年1月1日からとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

質問の内容は、課税強化がされるのか、それとも軽減されるのかというところであります。その場合、どの層への強化がされようとしているのか、される内容なのかというところです。ないしは、今回の改正は単純な国の制度改正に伴って単純な文言整理だけになるのかというところで回答をお願いしたいと思います。

議案34号の説明文の2ページの上段に、その疑問が私、ありますので、お答え願いたいと思います。

改正内容のところでは新規追加、上場株式に係る譲渡損失の損益通算および繰越控除を行った場合のうんぬんがございます。これ、従来は単年度課税であったものが、損失をそういった場合、前年度と損益通算ができる。つまり、課税限度を超えて金額になるわけですが、その損失を受ければ単年度で次の年度は、当年度については損益通算後のわけですから課税分は少なくなっていくというように理解できるんですが、そういう理解でいいんでしょうか。この追加の制度内容を説明願いたいと思います。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 まず、今回の税制改正の大きなところは、非常に景気低迷と

ということで、生活対策ということが全体的にとられておりまして、逆に強化というよりは、例えば配当についても、所得等についても、住民税の課税の率を1年延長するとかいうことになっていきますし、それと、今の損益通算、西澤議員がおっしゃったように、当年度に赤字があってもその場合については申告する必要があるんですけども、通算をして、例えば19年に赤字を出しました。20年に赤字を出しました。次の年は黒字になったというときに、損益全部を合算をして、マイナスがあればマイナス、その年に申告ですという内容になっているのが今の付則第7条の規定でございます。強化というよりも、むしろ全体的に今の生活対策ということで今回の税制改正を見据えておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに、質問、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 まず、国の制度改正であるという点がございしますが、先ほど税務課長から説明がありましたように、課税強化ではなくて生活対策ということで打ち出された株式の譲渡、短期譲渡、長期譲渡、先物取引にかかわる雑所得等々、そういう生活にかかわって勤労所得で得た所得は対象に今回されていないというように思うんです。そういう点では、短期譲渡、それから長期譲渡、それから株式の譲渡等は資産の売却にかかわります。当然このことを営業にして、このことをなりわいに生活をされている方がございしますが、総じて安定がされ、そして、そういう方々については別の所得がある方も多いわけですから。そういう点では、これだけを軽減の対象にしているという点では、私ども生活対策とするならば、国民健康保険に対する国庫の支出金をもとに戻す、つまり1986年だったと思いますが、その年度に戻して国庫金を増やして、市町村の国保運営に支援を行うという財政措置の方がうんと市町村の町民は潤っていくということを申し述べて、これについては容認できない。反対討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立多数であります。

よって、議案第34号は可決されました。

ここで、昼の休憩にしたいと思います。午後の再開は1時30分からお願いいたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時40分 再開)

○山田議長 それでは、昼の休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

日程第20 議案第35号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第35号 甲良町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

税務課長。

○小川税務課長 議案第35号 甲良町国民健康保険条例の一部改正についてご説明を申し上げます。

まず、付則第2項の次に次の1項を加えるというものでございます。

まず、見出しですが、平成21年10月から平成23年3月までの間に出産に係る出産育児一時金に関する経過措置でございます。

まず、3項でございますが、被保険者が平成21年10月1日から平成23年3月31日までの間に出産したときに支給する出産育児一時金についての第8条の規定の適用については、同条第1項中「350,000円」とあるのは「390,000円」とするものでございます。

付則といたしまして、この条例は、平成21年10月1日から施行するものでございます。

2項については経過措置でございます。よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点ございますので、よろしく願いします。

1つは、付則の中に書いています21年10月から平成23年3月までの

期間に限定をした理由についてご説明願いたいと思います。

もう一つは、35万から39万に増額をされていますが、もともとの35万についても、また39万の増額をされた金額についても、国の補助措置があるのか、それとも町独自の財源で賄わねばならないのか、その2点です。よろしくお願いします。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 まず、1点目でございますけども、今回の改正内容でございますけども、まず、出産に係る被保険者の経済的負担を軽減するということと、それから緊急の少子化対策の一環ということで一時金が見直しされるということで、今後については引き続き検討しているというような状況でございます。

それと、補助でございますけれども、町の一般会計の方からのルール分として3分の2はいただいて、あと保険の特別会計の方で3分の1を負担するという内容になっておりまして、国からの特別の補助とかというものではありません。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

念のためにお聞きしますが、今後検討という方向ですが、限定をされたことについては何が意味があるのかという質問なんです。これが1点と、それから、一般会計、2つ目の出産一時金の支給についての財源は、全く国からの補填、補助、財源裏打ちはなしと。一般会計から繰り出して特別会計に出すということで特別会計から39万が今回支出されるわけですけども、国の補助は一切ないという理解でいいんでしょうか。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 今回の限定ということでございますけれども、とりあえず10月から23年3月31日までということで、今の時点を限定された理由というか、とりあえず緊急の少子化対策ということもございますし、今後はおそらく、予想では、わかりませんが私自身としても引き続きこういう制度はあった方がいいと思っていますけども、とりあえず今のところは限定されているということでの国の方の改正に伴う改正ということでございますのでご理解いただきたいということと、それから、補助の関係ですけども、先ほど言ったようにルール分をいただいて、3分の2をいただいて、国保の会計から39万保障するという内容のものでございます。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

賛成討論です。国の一時的、限定的な子育て支援の補助策だというように思いますが、これが、今子育てしにくい環境、状況がある中で、わずかでありますけども4万円の増額にされて限定的な措置として出されました。これが今後子育て支援を新政権も中心のメニューとして打ち出していますので、そういう点を町の行政としても後押しをし、それから私たち国民の側も後押しをして、これが継続的な子育て支援策、それから出産手当の増額がさらに進んで子育てがしやすい環境をつくる1つになればというように希望して賛成討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 6番 宮寄です。

私も賛成討論ということで、これはへ理屈抜きでええ政策だと思いますわ。補足的に、これを知らないご父兄方がいるとあきませんので、広報等で大きく見出しを出すようにしていただきたいと思います。それと、議会だよりの方でも大きく、今回のこの議会のこの部分は特に大きく載せていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席ください。

起立全員であります。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、日程第21 議案第37号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第37号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第37号 甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」の指定管理者の指定につき、議決を求めるものでございます。

第244条の2第6項の規定に基づきまして議決を求めるというものでございます。

まず、1、公の施設の名称でございます。甲良町デイサービスセンター「せせらぎ」。

2、指定管理者、犬上郡甲良町大字在士357番地の1、社会福祉法人 甲良町社会福祉協議会会長、山崎義勝氏。

3、指定期間でございます。平成21年10月1日から平成25年3月31日までの期間でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 今回、改定で協定の議決をいたすわけですが、1点だけお尋ねしておきたいと思えます。指定管理者の社会福祉協議会の会長、山崎義勝氏、そして、町長、山崎義勝氏というようになっています。この点については同一人物と結ぶことについてどう考えるかという見解をお尋ねしたいものであります。

以前、社協の事情で一時的、限定的な任務だというように説明をされていたというように思いますが、そういう点で社協の業務は確かに共通性、それから甲良町の福祉業務の一端を担うという点がございしますが、独立した団体運営という点もございしますし、こういうように甲良町と、それから社会福祉協議会が独立した団体同士の協定を結ぶ、契約を結ぶという内容ともなっていますので、その点では附属する団体でないことから望ましい状態ではないというように私は思っておりますが、その点についての見解を求めておきたいと思えます。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 それは西澤議員の見解でございまして、例えば、うちが指定管理者としてお願いするのは現社会福祉法人の社会福祉協議会でございます。「せせらぎ」の当然トップの管理者でもございます山崎義勝氏と当然のことながら契約をしていきたいというふうに思っているところでございます。

○山田議長 ほかに質問、ございますか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第37号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、日程第22 議案第38号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第38号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 では、議案第38号 甲良町デイサービスセンター「けやき」の指定管理者の指定につき、議決をお願いするものでございます。

同じく第244条の2第6項の規定に基づき、お願いをするものでございます。

記として、1の公の施設の名称でございます。甲良町デイサービスセンター「けやき」。

2、指定管理者でございます。犬上郡豊郷町大字八目12番地、財団法人豊郷病院理事長、成宮秀男でございます。

3の指定期間でございます。平成21年10月1日から平成25年3月31日まででございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この議案も更新の内容の議決だというように思いますので、過去に「けやき」についての管理運営、契約上にさまざまな課題もありますし、問題点もあったかと思いますが、また、それぞれの運営者の努力によって前進をしている面もございます。その点で簡潔に、この契約内容の履行について課題などございましたら、簡潔にご報告願いたいと思います。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 特に一生懸命やっていたという事で課題はないのでございます。18年度から3年が経過をしたという事で、非公募により指定管理をしたところでございます。その3年間、事故もなく、経営的にも安定をされているという事で、今度再申請をされてヒアリングした結果、良好と認めましたので、引き続き継続しての指定管理をしていきたいという思いをお願いをしているところでございます。

○山田議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、日程第23 議案第39号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第39号 甲良町グループホーム「らくらく」の指定管理者の指定につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第39号 甲良町グループホーム「らくらく」の指

定管理者の指定につき、議決を求めるものでございます。

地方自治法第244条の2第6項の規定に基づきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

記として、1、公の施設の名称、甲良町グループホーム「らくらく」。

2、指定管理者、犬上郡豊郷町大字八目12番地、財団法人豊郷病院理事長、成宮秀男。

3、指定期間、同じく平成21年10月1日から25年3月31日までとなっております。

以上です。よろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 39号についても更新議決だというように思いますので、過去の取り組み等について課題や、それから含めて評価についてどう見ておられるかということをご報告、簡潔にお願いいたします。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 これも先ほどと同じく何ら問題もなく、また、結構人気もありまして、県内外からも視察に訪れるような施設でございます。引き続きこちらの方も指定管理をしてお願いしたいというほどに思っている施設でございます。

以上、よろしくお願ひ申し上げます。

○山田議長 ほかに。

西澤議員。

○西澤議員 昨今、福祉関係の業務に携わるスタッフの方々の過重労働や賃金体系の待遇の改善が求められています。そういう点で、このグループホーム「らくらく」、以前、前の「けやき」とも関連しますが、そういう点でも関係者の努力は大変なものだろうと思いますが、その点での状況やご意見などがありましたらご報告願いたいと思いますが、いかがですか。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 そういうところ辺のことは今のところ確認もとっておりませんので、お答えすることはできませんのでご了承願いたいと思います。

○山田議長 ほかに質問、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 賛成討論です。

38号とも関連をしますが、指定管理に基づいて、また非公募ということで状況を極めて、状況をよく理解をされている業者、特に近隣の業者の方であります。そういう点で、さまざまな課題があると思いますが、先ほども質問の中で言いました福祉関係の従事者の処遇について、合理化のみを求めただけではなくて十分なる保障と待遇改善がさらに進むことを求めまして、また、そういう状況がどうなのかということも行政当局としてヒアリングなどを工夫していただいて、改善に向けて両者努力いただくことを希望をして、賛成討論です。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、日程第24 議案第40号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第40号 甲良町農村総合整備モデル事業分担金徴収条例を廃止する条例。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

産業振興主監。

○茶木産業振興主監 議案第40号 甲良町農村総合整備モデル事業分担金徴収条例を廃止するものでございます。

廃止理由といたしましては、平成5年度から平成17年度まで取り組んでまいりました農村総合整備モデル事業が完了したものでございます。

事業内容といたしましては、農業用排水路施設、ほか6事業、すべてで111の事業が完了したものでございます。総額事業費につきましては10億7,100万円をもって完了したものでございますので、よろしく

お願いをします。

以上です。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第40号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第40号は可決されました。
次に、日程第25 議案第41号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○村田事務局長 議案第41号 町道の廃止および認定について。
上記の議案を提出する。
平成21年9月9日。
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。
建設課長。

○若林建設課長 議案第41号 町道の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

まず、町道の廃止でございます。道路法第10条の規定により、次のとおり町道を廃止するものをお願いいたします。

路線番号186、路線名、長寺南部第2期宅造内3号線。起点、大字長寺熊物、終点、大字長寺熊物。幅員は、最大6.5メートル、最小6.5メートル、延長は32.5メートルでございます。

続きまして、町道の認定についてでございます。道路法第8条第2項の規定により、次のとおり町道を認定するものをお願いするものでございます。

認定路線は3路線でございます。路線名、375号、長寺南部第2期宅造内3号線。起点、大字長寺字熊物1338番32地先、終点、長寺字熊

物1339番50地先。幅員、最大6.5メートル、最小4メートル、延長は131メートル。

続きまして、路線名376号、尼子礼敬所2号線。起点、大字尼子字礼敬所1206の22、終点、大字尼子礼敬所1208番の21。幅員は、最大が6メートル、最小6メートル、延長は95メートルでございます。

続きまして、路線名377号、池寺寺道線。起点は、大字池寺寺道19番の2、終点は、大字池寺寺道15番の1。幅員は、最大が3.1メートル、最小が2.2メートルで、延長は205メートルでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 2点ございます。

1つは、確認ですが、廃止の186号路線というんですか、長寺南部第2期宅造内3号線はいったん廃止をして認定のところで延長線が伸びて、地図上のここに行くというので廃止をされているんだと思います。その確認です。それが1つです。

それから、2つ目は、町道というのは総じて公道から公道へ抜ける道、あるいは袋小路であってもその先が不特定多数なり、それから複数の住居があったり、利用者があるということが認定をされていくんだというように思いますが、路線番号でいきますと377についてはお寺へ行く1つの道ということで、公道から公道に抜けるということではなくて、1寺社の利用に資するところで私道の性格が強いというように思いますが、今回認定になったいきさつについてお尋ねをいたします。

○山田議長 建設課長。

○若林建設課長 1番目のことでございますけども、長寺南部第2期宅造内3号でございますけども、西澤議員のおっしゃるとおりといったん廃止をしまして、この区間、少しわずか工事ができていなかった部分が工事ができましたので、町道から町道へつなぐ1つの路線として新たに認定するものでございます。

2点目でございます。この池寺寺道線でございますけども、名神高速道路の高架を含む道路でございます。今後道路の管理の上で高度な改修が必要なことと、また、湖東三山自然歩道の起点であることから、西明寺への観光客の数も多いのと、それと、湖東三山自然遊歩道の起点の場所からその下の方に、今はちょっと荒れ地になっているんですけども、個人の所有の、当時は水田だったと思う箇所もございますので、ただ西明寺だけの道路ではない

ということで、一応公共性が高いということで今回認定をお願いするものでございます。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 そうしますと、以前の議案で、この路線にあります377の路線の名神の上にある橋の補強工事でしたか、それが予算で出ていました。その予算で出ていたいきさつで私、質問したことがあるんですが、名神の管理から町に移すということだったと思いますが、それで間違いがないかどうか。それを踏襲して町道の認定に格上げをしたということで理解すればいいんでしょうか。

○山田議長 建設課長。

○若林建設課長 名神からの移管の問題ですけれども、これは昭和40年、ちょっと今手持ち資料がないので、当時の昭和40年、名神ができた後すぐに町の方に高架は移管されておるところでございます。この高架の工事をするには、補修工事をするのに国の方から補助金をいただくのには町道の認定がなければできないということでございましたので、3月の議会のときにそのような説明をさせていただいたと思っております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 この認定のところでお聞きしたいんですけれども、3路線、最大幅、幅員が最大幅、最小幅、延長幅がそれぞれ違うんですけれども、認定の基準として町は最小で幅員が何ぼ、最大が何ぼ、延長が何ぼという基本的な考え方はないんですかね、それは。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 今、町道認定の基準に関するご質問でございますけれども、町道の中でも1級、2級、幹線的な町道とその他町道という部類でございます。先ほどの西澤議員のご質問もありましたけれども、1、2級につきましては公道から公道なりの基準もあるわけでございますけれども、その他につきましては町の方での公共性の高さなり、必要性を町長の認めるところで認定をいただいていると。幅、長さ等についての確たる基準は持っておりません。ただ、防災道路なり、新たに新設する道路につきましては、4メートルという基準でのものについての施工を行うと。現道のものについては、こういう公共性等についての判断でさせていただいているような次第でございます。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 1、2、3とあるというような説明でしたけれども、そうすると、私道として利用していた道路がありますね。それを公共の用地でみ

んなが通り抜けをされていて、完全なる区民なら区民の私有道路になっていると。これ以上私道としての維持管理が難しい場合は町道認定という形でお願いができるというふうにとれるんですけども、その辺、どうなんでしょう。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 通常の道路に関しましては、町道以外に法定外道路ということで通常呼ばれています里道という公共性の高い道路もございます。町道認定につきましては今回377号は建設課長の方からもありましたように、非常に管理に高度な技術が要る。また、名神高速道路の上にかかっている橋が甲良町の方に移管されていて、甲良町直接の管理橋であるという特殊な事情から、ちょっと幅員が狭いものでありますけれども、国・県の補助金をいただいで改修の必要性から町道認定を行うものでありまして、通例今ほどご質問がありました道路、公共で利用されている道路等につきましては町道格上げという部分についてはそれなりの議論なり、協議が必要かと思っております。通例ではちょっと難しいのではないかと考えております。

○山田議長 よろしいですか。

ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 質疑の中で答弁がありまして、新たに私自身も認識を新たにしたところですけども、町道の基準の1、2、3があるということについても、書面上で私どももいただいて、その基準が恣意的に運用されないように、もちろんそういうことにはなっていませんけども、町民的にはまだまだ町道がそれぞれの字内では少ないところも多数残っています。そういう点で公道から公道というのが大体の常識になっていますので、こういう認定基準で設けてそれぞれ特異性で審査をしているということも明らかにしていただいて、そういうことを求めまして、この議案については賛成討論といたします。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第26 議案第42号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第42号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第42号 琵琶湖東北部広域市町村圏協議会規約の変更につき、議決を求めることについてでございます。

今回、東浅井郡虎姫町および湖北町ならびに伊香郡高月町、木之本町、余呉町および西浅井町が、長浜市との編入合併により平成21年12月31日をもって琵琶湖東北部広域市町村圏協議会から脱退することに伴っての議決をお願いすることでございます。

それでは、本文をお願いいたします。

第3条中「虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町」を削る。

第6条中とありますのが委員の構成人数でございます。「3人」を「1人」には副会長、委員「28人」を「16人」に改めるものであります。

9条第2項中とありますのが、副会長の人数を3人から1人に減じたことによりましてあらかじめ副会長を指定する必要がなくなったために「会長があらかじめ指定した」を削るものであります。

付則、この規約は、平成22年1月1日から施行するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を認めます。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第42号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第42号は可決されました。

次に、日程第27 議案第43号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第43号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更につき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第43号 滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約についてご説明申し上げます。

これも同じく合併に伴うもので、本文第1条でございます。滋賀県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように改正をするというもので、第7条第1項中、これは議員の定数を定めたものでございます。「26人」を「20人」に改める。別表第1中「多賀町」、あと、以降、虎姫から西浅井町を削除するというものでございます。

第2条の関係では、第7条第1項中「20人」、これも議員の定数でございます、を「19人」に改めるというもので、「安土町」を削除するものでございます。

付則として、1、この規約中第1条の規定は平成22年1月1日から、第2条の規定は同年3月21日から施行するものでございます。

2の平成22年度の共通経費の算定の基礎となる高齢者人口割および人口割の算定にあたっては、長浜市および近江八幡市については合併される町の数値を、合算した数値をもって当該各市の数値とするという付則事項でございます。

以上です。よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第43号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第43号は可決されました。
次に、日程第28 議案第44号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○村田事務局長 議案第44号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更につ
つき、議決を求めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務主監。

○野瀬総務主監 議案第44号 滋賀県市町村職員退職手当組合理約の変更につ
つき、議決を求めることについてでございます。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成21年12月31日をも
って滋賀県市町村職員退職手当組合から下記の地方公共団体を脱退せしめ、
滋賀県市町村職員退職手当組合を別紙のとおり変更することにつきまして、
地方自治法の定めにより議決をお願いすることでございます。

第5条第1項中とありますのが、組合の議員でございます。「18人」を
「14人」に改める。別表第1中「虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余
呉町、西浅井町」、「伊香郡病院組合」、「伊香郡衛生プラント組合」およ
び「伊香郡民会館管理組合」を削る。別表第2の3区の項を次のように改
める。「3区、米原市、1人、1人」でございます。

付則といたしまして、この規約は平成22年1月1日から施行するもので
ございます。どうぞよろしく申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、議案第44号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。
(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。
起立全員であります。
よって、議案第44号は可決されました。
次に、日程第29 議案第45号を議題といたします。
議案を朗読させます。
局長。

○村田事務局長 議案第45号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に
つき、議決を求めることについて。
上記の議案を提出する。
平成21年9月9日。
甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。
総務主監。

○山田議長 議案第45号 滋賀県市町村職員退職手当組合規約の変更に
つき、議決を求めることについてでございます。地方自治法の定めにより議決を
願いますのでございます。
別表第1中「安土町」を削る。別表第2中「安土町」を削る。
付則といたしまして、この規約は、平成22年3月21日から施行する
ものであります。よろしく願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。
質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はございませんか。
西澤議員。

○西澤議員 議案第45号について討論いたします。
さきの42号から43、44号とも共通することを申し述べておきます。

この議案のもととなった配置分合については容認しがたいものがございます。しかし、自治体の消滅を予定したものでありますので、このことについては整合性を持たせなければなりません。そういう点から賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第45号は可決されました。

次に、日程第30 議案第46号から日程第35 議案第51号までの6議案を一括議題といたします。議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第3号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

議案第50号 平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 日程第30 議案第46号は総務課長、日程第31 議案第47号は税務課長、日程第32 議案第48号は保健福祉主監、日程第33 議案第49号は建設水道主監、日程第34 議案第50号および日程第35 議案第51号については保健福祉主監から順次提案説明を求めます。

総務課長。

○山本総務課長 それでは、議案第46号 平成21年度甲良町一般会計補正予算(第3号)についてご説明申し上げます。

お開きをいただきたいと思います。

今回の補正につきましては、6,675万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ39億4,334万3,000円にお願いするものでございます。その内容につきましては第1表 歳入歳出予算補正で、地方債の補正については第2表で説明をいたします。

1ページ、ご覧いただきたいと思います。

歳入でございます。8款 地方特例交付金、補正額178万8,000円の追加、9款 地方交付税2,243万3,000円の追加、13款 国庫支出金1,363万3,000円の追加、14款 県支出金531万9,000円の追加、16款 寄付金33万4,000円の追加、17款 繰入金325万5,000円の追加、18款 繰越金1,196万8,000円の追加、19款 諸収入767万7,000円の追加、20款 町債34万3,000円の追加、歳入合計、補正前予算額38億7,659万3,000円、補正額6,675万円を追加いたしまして、補正後の予算額を39億4,334万3,000円にお願いするものでございます。

続いて、3ページの歳出でございます。

2款 総務費、補正額799万円の追加、3款 民生費1,934万4,000円の追加、4款 衛生費467万4,000円の追加、6款 農林水産業費463万2,000円の追加、7款 商工費187万6,000円の追加、8款 土木費1,455万1,000円の追加、9款 消防費155万4,000円の追加、10款 教育費1,252万9,000円の追加、12

款 公債費 140 万円の減額、13 款 諸支出金 100 万円の追加、以上、歳出合計は歳入合計に同じでございます。

続きまして、6 ページをお開きいただきたいと思えます。

第2表の地方債補正でございます。臨時財政対策債 補正前の限度額でございます。2億20万円、補正後2億54万3,000円、34万3,000円の増額をお願いいたしまして、補正後は4億2,564万3,000円をお願いするものでございます。

以上でございます。

○山田議長 税務課長。

○小川税務課長 議案第47号 平成21年度甲良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明を申し上げます。

今回、2,228万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を9億569万1,000円をお願いするものでございます。内容につきましては第1表でご説明をいたします。

1 ページをお願いいたします。

まず、歳入、1 款 国民健康保険税 997 万円の減額、3 款 国庫支出金 352 万 1,000 円の減額、5 款 県支出金 182 万 5,000 円の追加、9 款 繰越金 3,395 万 1,000 円の追加、歳入合計、補正前の額 8 億 8,340 万 6,000 円、今回 2,228 万 5,000 円を追加いたしまして、歳入合計 9 億 5 6 9 万 1,000 円でございます。

2 ページをお願いいたします。

歳出、3 款 老人保健拠出金 388 万円の減額、4 款 介護保険納付金 968 万 7,000 円の減額、5 款 共同事業拠出金 2,178 万 6,000 円の追加、6 款 保健事業費 36 万 5,000 円の追加、8 款 諸支出金 1,156 万 8,000 円の追加、10 款 後期高齢者支援金等 53 万 9,000 円の減額、11 款 前期高齢者納付金等 11 万 4,000 円の追加、12 款 予備費 255 万 8,000 円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上でございます。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第48号 平成21年度甲良町老人保健医療事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回、予算の総額に歳入歳出それぞれ326万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ651万3,000円とお願いするものでございます。

では、第1表によりご説明申し上げます。

まず、歳入、1 款 支払基金交付金 146 万 6,000 円の追加、2 款 国

庫支出金159万8,000円の追加、3款 県支出金10万円の追加、5款 繰越金9万7,000円の追加、以上、歳入合計が補正前325万2,000円、補正額は326万1,000円の追加で651万3,000円にお願いするものでございます。

次のページの歳出でございます。

3款 諸支出金326万1,000円の追加、歳出合計は歳入合計と同額でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○山田議長 建設水道主監。

○中山建設水道主監 議案第49号 平成21年度甲良町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明させていただきます。

今回、669万8,000円を追加いたしまして、補正後総額それぞれ、歳入歳出それぞれ5億2,061万9,000円とお願いするものでございます。款項の区分等については第1表にて説明させていただきます。

歳入の部でございますけれども、款2 繰入金、補正額100万円の追加、款5 繰越金569万8,000円の追加、歳入合計といたしまして、補正前の額5億1,392万1,000円、補正額669万8,000円の追加、補正後合計といたしまして5億2,061万9,000円でございます。

続きまして、歳出でございます。2ページをお願いいたしたいと思います。

款1 総務費150万円の追加、款4 予備費519万8,000円の追加、歳出合計につきましては歳入合計と同額でございます。

以上でございます。

○山田議長 保健福祉主監。

○山崎保健福祉主監 議案第50号、51号と引き続きご説明申し上げます。

平成21年度甲良町介護保険特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

今回、予算の総額にそれぞれ1,350万4,000円を追加し、総額をそれぞれ5億6,550万7,000円とお願いするものでございます。

では、第1表によりご説明申し上げます。

歳入の部、6款 繰入金47万3,000円の追加、7款 繰越金1,303万1,000円の追加、歳入合計が、補正前5億5,205万3,000円、今回1,350万4,000円の追加をお願いし、5億6,555万7,000円にお願いするものでございます。

裏ページの歳出でございます。

1款 総務費47万3,000円の追加、6款 諸支出金341万9,000円の追加、8款 予備費961万2,000円の追加、歳出合

計は歳入合計と同額でございます。

引き続きまして、議案第51号 平成21年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計補正予算第1号についてご説明を申し上げます。

今回、総額にそれぞれ60万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ5,958万1,000円とお願いするものでございます。

では、第1表によりご説明を申し上げます。

まず、歳入の部、3款 繰入金32万円の追加、4款 繰越金28万9,000円の追加、歳入合計、補正前が5,897万2,000円に、今回60万9,000円の追加をお願いし、5,958万1,000円とお願いするものでございます。

裏ページの歳出でございます。

2款 後期高齢者医療広域連合納付金60万9,000円の追加、歳出合計額は歳入合計額と同額でございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第46号から議案第51号までの6議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定によりまして、お手元に配布いたしておきました議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○山田議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

ここで、しばらく休憩いたします。

(午後 2時40分 休憩)

(午後 3時00分 再開)

○山田議長 それでは、休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

次に、日程第36 議案第52号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第52号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第52号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議についてでございます。地方自治法の定めにより議決をお願いするものでございます。

平成21年12月31日をもって減少する地方公共団体、虎姫町、湖北町、高月町、木之本町、余呉町、西浅井町であります。

本文の第6条第1項中、組合の議員でございます。「19人」を「13人」に改める。別表第1を次のように改める。「3市13町」から6町が削減され、「3市7町」に。別表第2を次のように改める。「13市13町」の議長から「3市6町」の議長に構成変更するものであります。

付則、この規約は平成22年1月1日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第52号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第52号は可決されました。

次に、日程第37 議案第53号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第53号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等

組合規約の一部変更に関する協議について。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第53号 滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び滋賀県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部変更に関する協議について、地方自治法の定めにより議決をお願いするものであります。

平成22年3月20日をもって減少する地方公共団体、安土町であります。

第6条第1項中「13人」を「12人」に改める。別表第1を次のように改める。「安土町」が削られ、「3市6町」に、別表第2を次のように改める。

「安土町議会議長」が削除され、「3市6町の議会議長の構成」となるものでございます。

付則、この規約は平成22年3月21日から施行するものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○山田議長 説明が終わりましたので、質問を認めます。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第53号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第53号は可決されました。

次に、日程第38 議案第54号を議題といたします。

議案を朗読させます。

局長。

○村田事務局長 議案第54号 損害賠償の額を定めることについて。

上記の議案を提出する。

平成21年9月9日。

甲良町長。

○山田議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務主監。

○野瀬総務主監 議案第54号 損害賠償の額を定めることについてご説明いたします。

人身事故による損害を次のとおり賠償するものでございます。

相手方、住所、滋賀県犬上郡甲良町大字尼子2371番地3、氏名、松宮喜代子さん。

事故の概要であります。平成21年7月13日午前10時30分ごろ、拡大紙芝居の格納だなを作成するため、図書館職員が公用車にて資材を購入し、自宅へ工具を取りに帰る途中、彦根市葛籠町の交差点で自転車で北進中の女性に接触し、相手方を確認しながらもブレーキをかけましたが間に合わず、頭部と左手打撲、右ひざ打撲および挫創を負わせました。

3番の損害賠償額でございます。15万6,058円でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○山田議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 9番 西澤です。

何点か質問をいたします。

1つは、事故の概要のところにあります、公用車にて資材を購入しというようになっています。購入先をどこに行ったのかというのが1つであります。そして、もう一つは、月曜日は図書館は休みだというように思いますが、休日出勤の届がされていたのかどうか。私用と公用とが非常に区別しにくい状況をつくり出していると思っておりますので、その答えをお願いします。

もう1点は、被害者であります松宮さんについては、現在治療中であるかどうかです。頭を打撲をしているというのは、私も交通事故の経験がありますが、軽い、ころんと打ったような本人の自覚であっても、頭部のことですから首にも衝撃が来ます。そういう点ではなかなか治療しにくい病状があると思っておりますが、現在の治療状況と、それからけがの程度についてご報告を願いたいというように思います。

それから、もう一つは、事故の現場ですけども、私も現場は承知しているところで、格納庫、倉庫のような大きな建物がありまして、東進をする町の職員と北進をする自転車、これはいつも通いなれていればいるほど危ない場所であるというので注意をする必要があるところです。ちなみに東進ですので、右側に格納庫がある。後の三方については障害物がないところなんです

ね。そういう点では、これ、格納庫があって、自転車が来ること、つまり北進する車なり、それから自転車なり、通行者をいつも確認をする必要があるんですが、そういう点では過失割合が10対ゼロというように言われましたので、その点での状況ですね。急ぎをすればいったんとまれや注意が怠るといのが常識だというように思いますが、そこで、当人はどういう反省をしているのかというところ、事情聴取をされていますので、どういう心境で、事故を起こしたことについてどういう受けとめ方をしているのかというのが質問でありますので、よろしくお願いします。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 まず、何点かおっしゃっていただきましたので、漏れておりましたらまたご指摘をいただきたいと思います。

購入先ですけれども、これはナフコでございます。高宮というんでしょうか、ナフコに資材を購入しに行ったと。拡大紙芝居の収納だなのための資材をナフコに買いに行って、それから自宅の方へ戻ってくるという中での事故となったということでございます。

2点目ですけれども、月曜日休館やのということでおっしゃっていただきました。実は、その前の日なんですけれども、図書館に不審者が入って、その対応をというふうなことで、その不審者の内容報告、どのような対応をしたかということ、月曜日は休みでありましたけれども教育委員会に報告をするということで教育委員会の方と連携をとりまして報告をしに行っておりまして、その後、ちょっと収納だなをということの仕事の延長線上でやってしまおうというふうなことだったということでございます。

現在の治療の程度とおっしゃっていただいたわけですが、ちょうど7月13日、友仁山崎の方にかかってくくださったわけです。特に、ちょうどその事故の現場に彦根署の消防署員が消火栓の点検ということでいてくださったということで事故の内容やらを見ていただいて救急車、あるいは警察の方に対応をしていただいたというふうに聞いております。その診断書、山崎の診断書でいきますと、1週間程度の加療でという見込みやということでございました。現在は示談が成立したというふうなことでございますので、一応のものは、状況は改善しているというふうなことは思っております。

続いて、なぜこの事故に至ったかということでございますけれども、当人の方の調書の方で確認をさせていただいてますと、当然、前の日に図書館で事件が発生していると。そのような対応処理で自分が出向いているというふうなことやら、いろいろと教委からの指導もあって、そのことを思いながら運転をしていたということで注意が少し散漫になったというふうなことから事故につながったものというふうなことでこちらの方は聞いているわけござ

います。本人は十分に大変なことをしてしまったということで反省もしておりますのでご了解をよろしくお願いしたいと思っております。

○山田議長 西澤議員。

○西澤議員 答弁の中で、私が聞きましたのは、その中で出勤扱い、つまり月曜日ですのでこれは公務災害の公務による町の保険を、町村保険でしたですか、正式名称は忘れましたが、そういう公的制度の保険を活用するわけですから、ここで出勤扱いになっていたのかというのが先ほどの質問でありました。その出勤扱い、不審者の次の日なので、その対応で教育委員会へ出向きということなんですが、出勤扱いの手続ですね、正式なそういうことがされていたのか。その場合はどんな手続をするものか。普通ですと、出勤簿、それから休日出勤の命令書、上司ですのでどういう形でされるのかわかりませんが、その状況がどうだったのかというのが質問です。

もう1つは、これは本人の注意散漫だということですが、やはり不規則な業務、つまり突然そういうように拡大芝居の格納庫を作成、今日してしまおうと。ついでにということではないと思いますが、かなり急いでいたのではないかと。つまり、いつも通る本人から見れば、いつも通る道なんですよね。それがこういうような事故を起こしてしまう。私も時々通りますが、必ず北進が来るということを想定してほとんどとまりながら回ります。徐行しながら回ります。そういう点からも反省の度合い、文章で出ていれば、その文章の内容をご報告願えればというように思います。2点です。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 1点目の公務扱いかということでおっしゃっていただいた件でございますけども、私どもの方は公務扱いということでは思いをいたしております。当然、前日の事故の関係での報告事項で出ておりますし、教育委員会の方でも課長あるいは教育長対応というふうなことになるかと思っておりますので、その部分についてはそのような扱いをさせていただくということでございます。

もう1点の不規則な業務やでということでもおっしゃっていただいたんですけども、長年拡大紙芝居については収納だなができていないということで長年放置されていたというふうなことで大分気を病んでいたというふうなことも聞いておりますので、この機会にということで行ってくれたのがこういうような事故につながったということで解釈をいたしております。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 今、西澤議員の質問とも関連するわけですけども、間接的に聞きしたいんですけども、拡大ボランティアの方が収納庫の要望をした

のは随分前の話だと聞いておりますし、8月のボランティア活動のときにはまだ格納庫ができていなかった。現在はできているのかも確認をしていただきたいし、それから、それほど図書館の館長というのは過酷な労働を強いているのかどうか、その辺も私ははっきり聞きたいなというような思いがしますので、事故とは関係のない間接的な質問になりますけども、いかに過酷な労働を町長は強いているのかという思いがします。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 今、ピンポイントで話を突き詰めていくと、そういうような意味にもとれそうにも感じますけども、決して私たち教育委員会としては図書館長に重労働を課しているというような認識は、私は持っておりません。

ただ、先ほど勤務の様態というようなことがございましたけども、今説明した形式を見ると、形としては勤務の体系ということで、私もその日、8時10分前ぐらいに別の会議がありまして行ってましたら、そのときに館長が来て、私にこういう事実があったんだというような報告を8時前に言ってきました。すぐ教育委員会へ行って対応するよというように言っていて先ほどの話につながっていくんだろーと思います。随分その前日の事故のことについてショックを受けていたよということはその場から十分推測ができました。

今ご質問がございましたように、過酷さというような点についてはなかったかもしれませんが、たまたま私たちよくやるようなことで、ついでにこれをやっておこうという、前から気になっておったことやからやっておこうというようにそこら辺で善意に私は解釈をしているんですけど、しかし、これからこういうような事件が起こると大変なことになりますので、やはりきっちりと緊張感を持って勤務するように指導もしていきたいと思っております。

以上です。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 過酷な労働を強いていないということなので、その点は了解いたしますけども、先ほど全員協議会でも質問しましたけれども、拡大紙芝居の格納庫をつくる道具といたしましては、草刈り機が要るわけやなし、特殊な道具が要るわけではない。総務課に当然大工道具的なものは保管されていると思います。課外の貸し出しは総務課、縄張り争いで禁止しているのかというようなことを聞いたんですけども、それは自由に貸し出ししてもらわんと、私物を使って公用の作業をするというのは、私はどうも感心しませんので、今後の対応をお願いしたいと思います。

○山田議長 総務課長。

○山本総務課長 前回藤堂議員さんの方からも草刈り機や剪定ばさみ、そのほ

かの工具関係について役場にてそろえておくべきではないかというご指摘をいただきました。当人、今回は電動のこぎりと電動ドリルを取りに行ったというふうなことでございましたけども、そのぐらいの程度、よく聞いてみますと、ある程度品ぞろえもできるというふうなことも考えますので、ご指摘をいただいたことを十分に心しまして、役場で準備できるもの、そろえられるものについてはそろえていくといった体制で臨みたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○山田議長 藤堂与三郎議員。

○藤堂与三郎議員 7月13日から今日まで随分日があります。先ほど確認いたしました、教育長に再度お聞きしたいんですけども、今現在、収納庫はできていますか。

○山田議長 教育長。

○藤原教育長 ちょっと掌握してないんですけど、確認をしておきたいと思えます。

○山田議長 ほかに質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 車と自転車の事故であり、そして、自転車が過失をして突進してきた事故では、状況から見てありません。そういう点から、職員が起こした事故という点で私どもも重く受けとめて、改善すべきところが、教訓を引き出してしていく必要があるというように思います。被害を受けた方が、頭のことですので後遺症、つまりむち打ち症のような状況を呈する場合もございます。もちろん示談は後遺症が発生をした場合というのがただし書きに多分載っているというように思いますが、そういう点でも誠実な町側の対応が求められているというように思います。

同時に、月曜日であり、先ほど藤堂議員の質問の中にもありました、公務の仕事で私有物を取りに帰って完成させるという行為そのものがやはり理解しにくいところがありますので、そういう工具を町が備えていないということではないと思いますので、勤務の継続性、また公の仕事をしているという自覚からこの教訓を引き出して、きちんとそろえるものはそろえる、そして、自宅に帰る、これ、館長さんですので館長が館長に報告することにはならないと思えますが、自宅に帰ることを多分報告していないというように思いますが、その上司に報告していないというように思いますが、そういう勤務の状況が改善されることを求め、そして、本人の反省の上に立って、行政職員

としての処罰、きちんと、これはペナルティーをかけるというのが目的ではありませんので、全体で仕事を全体の奉仕者として律するというのが大きな役割ですので、その立場に立って指導をしていただくことを求めて、被害者への賠償請求でありますので、賛成討論であります。

○山田議長 ほかに討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○山田議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第54号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○山田議長 ご着席願います。

起立全員であります。

よって、議案第54号は可決されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時23分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 山 田 壽 一

署 名 議 員 北 川 豊 昭

署 名 議 員 濱 野 圭 市